

浅川町第6次振興計画

あさかわ幸せ共創プラン 2035



みんなで作る、
安心と希望の浅川町



令和8年3月

浅川町

町民憲章

1. 自然を愛し文化の香り高い町をつくりましょう
2. 互いに助け合い心豊かな町をつくりましょう
3. 元気で働き明るく住みよい町をつくりましょう

町章 (昭和43年制定)



「A」は浅川町のイニシャル(頭文字)で無限の躍進を示し、鋭角は城山をなぞらい、古い伝統を表象、外側の円は町民のかたい団結と融和を意味します。

町のイメージキャラクター (平成10年制定)



伝統ある浅川町の“花火”の尺玉をモチーフに、キャラクター化しました。全体を球体にすることで、融和とふれあい、やさしさを表現。また、頭の花火が、未来へ向かって飛躍・発展する元気いっぱい「あさかわまち」を可愛らしくさわやかに表現しています。

町の花・木・鳥 (昭和55年制定)



町の花 **サギソウ**

ラン科の多年草で浅川町では無限の躍進を象徴する町の花に指定。白鷺が飛び立つよう花の形が、未来にはばたく「町民の心」を表現しているようです。



町の木 **アカマツ**

日本の代表的な常緑高木で浅川町では古い伝統を象徴する町の木に指定。町の伝統を大切に受け継いでいきたいという「町民の願い」が託されています。

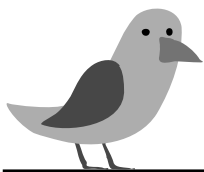


町の鳥 **オナガ**

カラス科の鳥で浅川町では信頼と融和を象徴する町の鳥に指定。協調性に富み群れを成して生息する性質は、「町民の交わり」を大事にする私たちに似ています。



大地雷火



浅川町第6次振興計画

あさかわ幸せ共創プラン 2035



みんなでつくる、
安心と希望の浅川町

令和8年3月

浅川町

「みんなでつくる、安心と希望の浅川町」の 実現を目指して



本町では、平成28年に浅川町第5次振興計画「あさかわスマイルプラン」を策定し、「笑顔あふれる 住みよいまち 浅川」の実現に向け、「暮らしやすさ」、「新たな活力」、「人と人とのつながり」の3つのキーワードを重視し、10年にわたり、人口減少対策を視野に入れながら各分野の施策に取り組んでまいりました。

この間、令和の時代が幕を開け、新型コロナウイルス感染症の拡大や国際情勢の不安定化など、社会経済を取り巻く環境は大きく変化しました。少子高齢化の進行に伴う人口減少の加速、地球温暖化の影響による自然災害の激甚化など、行政課題は一層複雑化・高度化しております。こうした状況のもとでは、町民みんなで新しいものを創っていく「共創」の理念が大変重要であり、先例にとらわれ「これまでどおり」を踏襲することが、かえってリスクとなる場合もあります。

このような認識のもと、SDGsの理念を踏まえつつ、デジタル化による社会変革、いわゆるDXを推進し、効率的かつ効果的な行財政運営を進めるとともに、町民一人ひとりのウェルビーイングの向上を追求していくため、令和17年度を終期とする浅川町第6次振興計画「あさかわ幸せ共創プラン2035」を策定いたしました。

本計画では、時代の変化に的確に対応しながらも、「『町民の幸せ』を優先する。」、「『浅川スタイル』を創造・発信する。」、「『みんな』で進める。」という3つの基本姿勢を揺るぎない柱としております。そして、人口減少問題への対応を町政の最重要課題に位置づけ、「みんなでつくる、安心と希望の浅川町」の実現を目指してまいります。福祉や教育・子育て支援、農業・商工業をはじめとする産業振興、安全・安心な生活環境の確保、さらにはこれらを支える生活基盤の整備など、6つの政策目標に沿った施策を、町民の皆様のお力添えをいただきながら、総合的かつ着実に推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、慎重かつ熱心に御審議を賜りました町振興計画審議会委員の皆様をはじめ、町議会議員の皆様など、町民の皆様及び関係各位に、心より感謝と御礼を申し上げます。

令和8年3月

浅川町長 江田 文男

目次

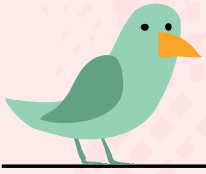
浅川町第6次振興計画

第1部 総論	1
第1章 「あさかわ幸せ共創プラン2035」とは	2
1. 振興計画とは何か	2
2. 計画策定の目的	2
3. 計画の構成と期間	3
4. 計画の特色	4
第2章 浅川町の現状と課題	5
1. 町の概要	5
2. 生かすべき強み	10
3. 反映すべき町民ニーズ	14
4. 対応すべき時代の流れ	22
5. 新たなまちづくりへの課題	25
第2部 基本構想	29
第1章 2035浅川町の将来像	30
1. まちづくりの基本姿勢	30
2. 目指す将来像	31
第2章 計画の体系と方針	32
1. 計画の体系	32
2. 政策目標ごとの方針	33
第3部 前期基本計画	37
序章 前期5年間の重点プロジェクト	38
第1章 健やかで幸せなあさかわ	40
1-1 保健・医療	40
1-2 高齢者支援	42
1-3 障がい者支援	44
1-4 地域福祉	46
1-5 国民健康保険・国民年金	48
第2章 人と文化が輝くあさかわ	50
2-1 子育て支援	50
2-2 学校教育	52
2-3 生涯学習	54
2-4 スポーツ	56
2-5 文化芸術・文化遺産	58

第3章 安全で環境にやさしいあさかわ	60
3-1 消防・防災	60
3-2 交通安全・防犯	62
3-3 環境保全・環境衛生	64
3-4 上下水道	66
3-5 公園	68
第4章 豊かで活力あふれるあさかわ	70
4-1 農林業	70
4-2 商工業	72
4-3 観光・レクリエーション	74
4-4 雇用対策	76
第5章 発展への基盤が整ったあさかわ	78
5-1 道路・公共交通	78
5-2 住宅・宅地	80
5-3 移住・定住	82
5-4 デジタル化	84
第6章 みんなでつくるあさかわ	86
6-1 多様性社会	86
6-2 地域コミュニティ	88
6-3 町民参画・協働	90
6-4 行財政運営	92

資料編	95
------------------	-----------

浅川町第6次振興計画策定の経過	96
浅川町振興計画審議会条例	97
浅川町振興計画策定要綱	98
浅川町振興計画審議会委員名簿	100
浅川町第6次振興計画策定委員会委員名簿	101
振興計画(第1次～第6次)策定経過	101
浅川町第6次振興計画諮問・答申	102



第1部

総論



第1章 「あさかわ幸せ共創プラン2035」とは

1 振興計画とは何か

地方自治体が目指す姿と、その実現のための取り組みを示したもので、地方自治体にとって最も重要な計画。

振興計画とは、地方自治体が、将来どのようなまちになることを目指すのか、それを実現するためにどのようなことに取り組むのかを示した計画です。

地方自治体が策定する計画は、分野ごとにたくさんありますが、振興計画は、その中で一番上に位置する「最上位計画」であり、最も重要な計画です。

2 計画策定の目的

時代の流れや町民ニーズの変化に的確に対応し、将来にわたって持続可能な浅川町をつくるため。

本町では、これまで、5次にわたる振興計画を策定し、豊かで住みよいまちを目指した様々な取り組みを計画的に進めてきました。

しかし、近年、人口減少の加速、地球温暖化の深刻化、大規模な自然災害の発生、デジタル化の急速な進展をはじめ、社会情勢は大きく変化し、これらに伴い、町民ニーズも大きく変化しています。

こうした時代の流れや町民ニーズの変化に的確に対応し、将来にわたって持続可能な浅川町をつくるため、新たなまちづくりの指針として、浅川町第6次振興計画を策定しました。

なお、本計画が、多くの町民に親しまれ、参画が得られるよう、計画の愛称を、「あさかわ幸せ共創プラン2035」としました。



3 計画の構成と期間

まちづくりの大きな方向性を示した10年間の「基本構想」、主要な施策を示した5年間の「基本計画」、具体的な事業や事業費を示した3年間の「実施計画」からなる。

計画の構成

基本構想

目指す将来像と、それを実現するための計画の体系や方針など、まちづくりの大きな方向性を示したものです。

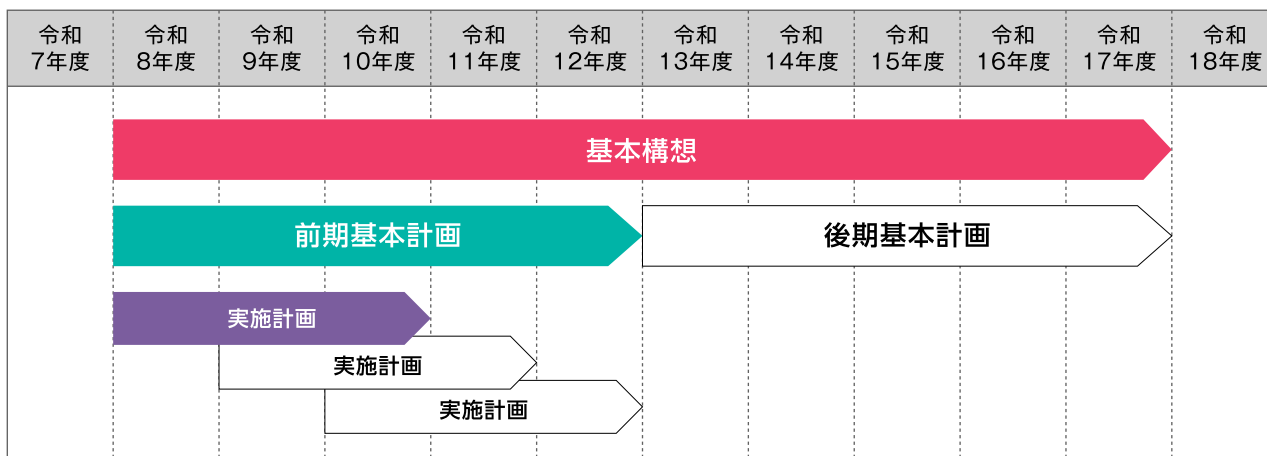
基本計画

基本構想に基づき、各分野において行う主要な施策を示したもので、社会情勢や町民ニーズの変化に対応できるよう、前期・後期にわけて策定します。

実施計画

基本計画に基づき、各分野において行う具体的な事業や事業費を示したもので、別途策定し、毎年度見直ししながら、事業を実施します。

計画の期間



4 計画の特色

読んでわかる計画、強みを生かす計画、経営の効率化につながる計画として策定。

計画の特色

読んでわかる計画

町民が本計画を読んで理解できるよう、町民の目線に立った、シンプルでわかりやすい構成・内容・表現とし、読んでわかる計画として策定しました。

強みを生かす計画

本町ならではの魅力をさらに高めるため、本町の特性・資源、いわゆる「強み」を再発見・再認識し、それを生かして浅川らしさを追求する、明るく前向きな計画として策定しました。

経営の効率化につながる計画

持続可能なまちづくりを進めるため、行財政改革やDX^{※1}との連動、施策・事業の「選択と集中」、計画の検証・改善が容易に行える仕組みづくりを行い、経営の効率化につながる計画として策定しました。



※1：Digital Transformation(デジタルトランスフォーメーション)の略。デジタル技術を活用し、業務やサービス、組織をはじめ、様々な仕組みを変革すること。

第2章 浅川町の現状と課題

1 町の概要

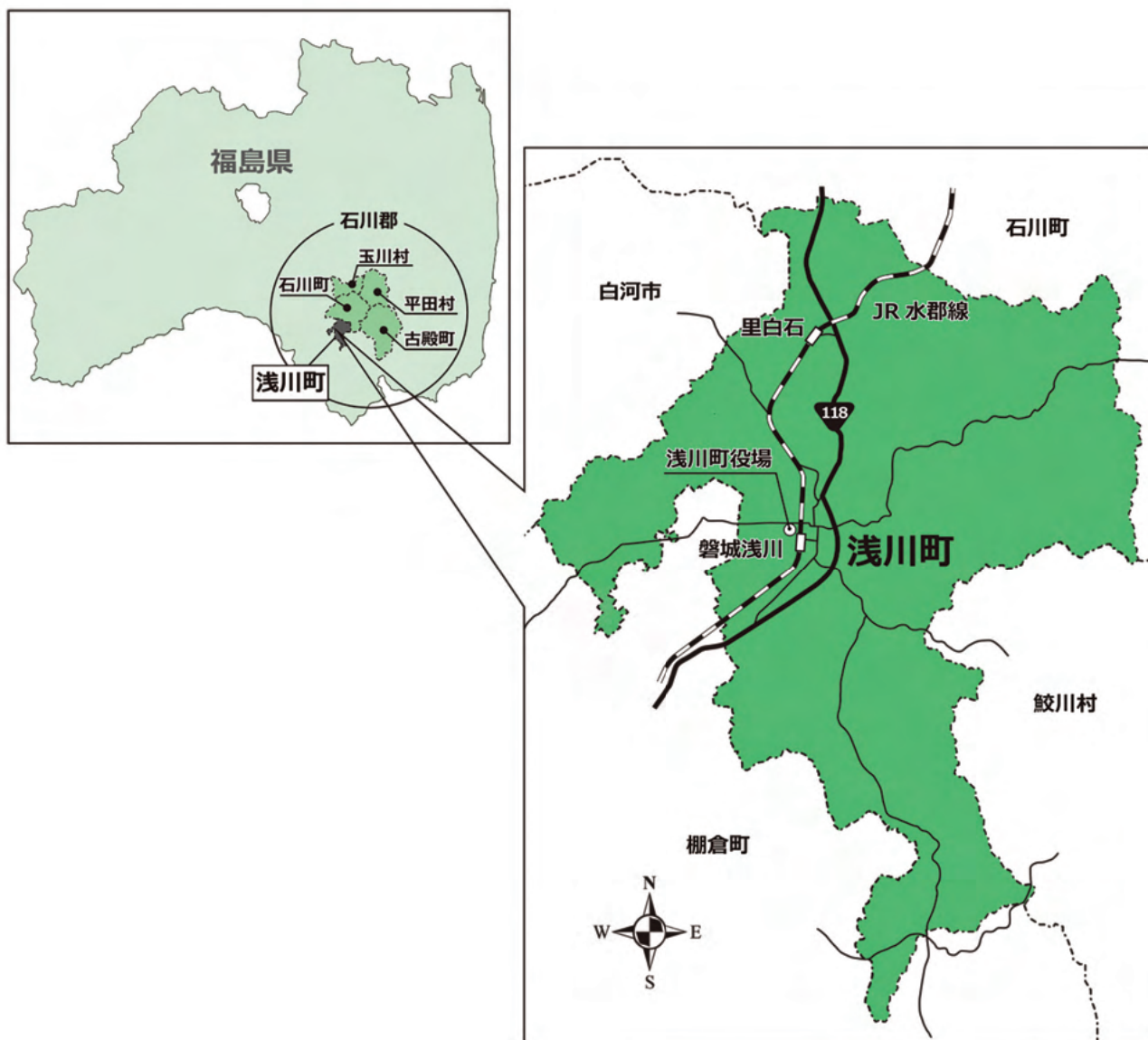
(1) 位置と地勢

福島県の中通りの南部に位置し、東部の山間・丘陵地と西部の平坦地に大別される。

本町は、福島県中通りの南部、石川郡の西南端に位置し、東は鮫川村、南は棚倉町、西は白河市、北は石川町と接しています。

地勢は、東部の山間・丘陵地と西部の平坦地に大別され、東西8km、南北12km、総面積は37.43km²となっています。

浅川町の位置



(2) 町の歩み

昭和10年に町制を施行し、その後、山白石村、小野田村の一部である小貫・太田輪と合併して現在の浅川町となる。

そして、令和17年には町制施行100周年を迎える。

奈良時代の養老2年(718年)5月、陸奥国のうちをさいて石城・石背国が置かれ、本町は石城の国に属していました。

その後、支配者が次々に変わり、江戸時代の寛永4年(1627年)には白河城主 丹波長重10万700石の支配となり、寛保2年(1742年)には越後の高田城主 榊原政永15万石の飛び領支配となり、浅川本町東裏に陣屋を置きました。このころに夏の風物詩としての花火が誕生したと伝えられています。

明治維新後の数年間は治者が定まりませんでした。明治9年(1876年)9月から福島県の治下に入りました。

そして、昭和9年(1934年)12月に国鉄(現JR)水郡線が開通し、翌年の昭和10年(1935年)8月1日に町制を施行しました。

昭和29年(1954年)10月1日に山白石村と合併し、翌年の昭和30年(1955年)8月20日には西白河郡小野田村の一部である小貫・太田輪と合併して現在の浅川町が誕生しました。

その後、平成の大合併の時代を迎えますが、本町は合併せず自立する方針を決定し、現在に至っています。

そして、本計画の最終年である令和17年(2035)年には町制施行100周年を迎えます。



(3) 総人口

総人口は6,036人で、減少率は直近5年間で最も高く、減少が加速している。

国勢調査の結果によると、本町の総人口(令和2年)は6,036人となっています(福島県現住人口調査月報では、令和7年10月1日現在5,460人)。

減少率をみると、平成27年から令和2年の直近5年間で8.2%となっており、これまでで最も高く、減少が加速しています。

減少率を石川郡の町村・県・国と比べると、石川郡では真ん中に位置していますが、県平均・国平均を大幅に上回っています。

総人口と減少数・減少率

年	人口(人)	減少数(人)	減少率(%)
平成12年	7,484	141	1.8
平成17年	7,272	212	2.8
平成22年	6,888	384	5.3
平成27年	6,577	311	4.5
令和2年	6,036	541	8.2

資料：国勢調査

石川郡・県・国との比較(直近5年間の減少率が低い順)

町名	平成27年の人口(人)	令和2年の人口(人)	減少数(人)	減少率(%)
玉川村	6,777	6,392	385	5.7
石川町	15,880	14,644	1,236	7.8
浅川町	6,577	6,036	541	8.2
古殿町	5,373	4,825	548	10.2
平田村	6,505	5,826	679	10.4
県平均	1,914,039	1,833,152	80,887	4.2
国平均	127,094,745	126,146,099	948,646	0.7

資料：国勢調査

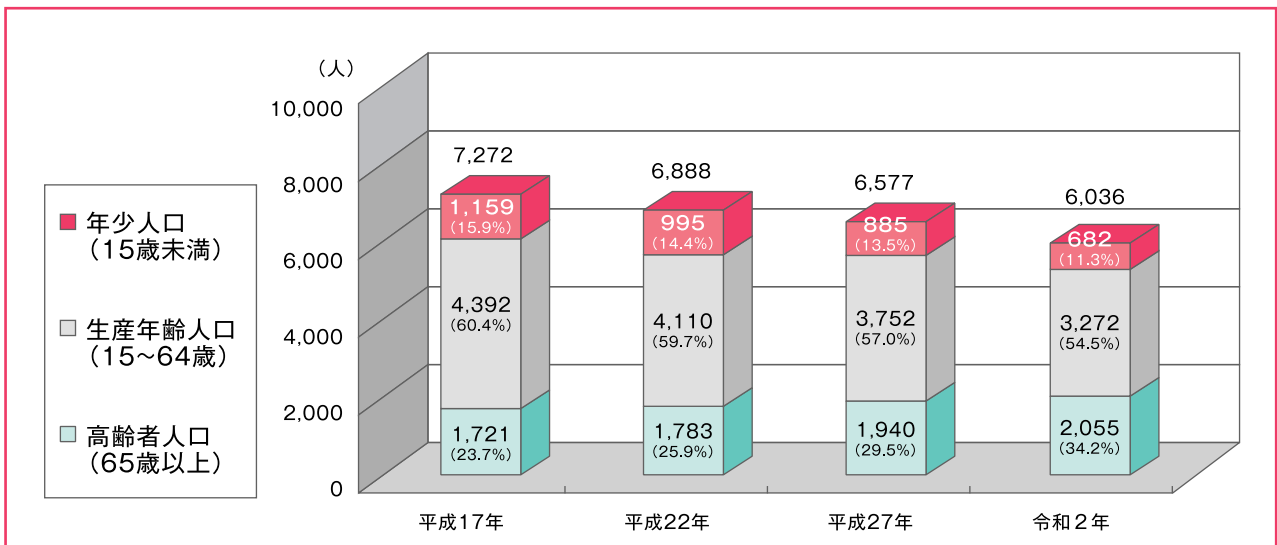
(4) 年齢別人口

本町の少子高齢化は、県・国よりも進んでおり、特に、高齢化が急速に進んでいる。

年齢(3区分)別の人口の推移をみると、15歳未満の年少人口と15歳～64歳の生産年齢人口の減少、65歳以上の高齢者人口の増加が目立っています。

また、それぞれの比率(令和2年)を県・国と比べると、年少人口比率は県平均や国平均を0.2～0.8ポイント下回り、高齢者人口比率は県平均や国平均を2.4～5.5ポイント上回っており、本町の少子高齢化は、県・国よりも進んでおり、特に、高齢化が急速に進んでいることがうかがえます。

年齢(3区分)別人口の推移



注) 総人口には、令和2年に27人の年齢不詳を含む(比率は年齢不詳を除いて算出)。

資料：国勢調査

年齢(3区分)別人口比率の県・国との比較(令和2年)

	浅川町	県平均	国平均
年少人口比率 (%)	11.3	11.5	12.1
生産年齢人口比率 (%)	54.5	56.7	59.2
高齢者人口比率 (%)	34.2	31.8	28.7

注) 比率は年齢不詳を除いて算出。

資料：国勢調査

(5) 産業別就業者数

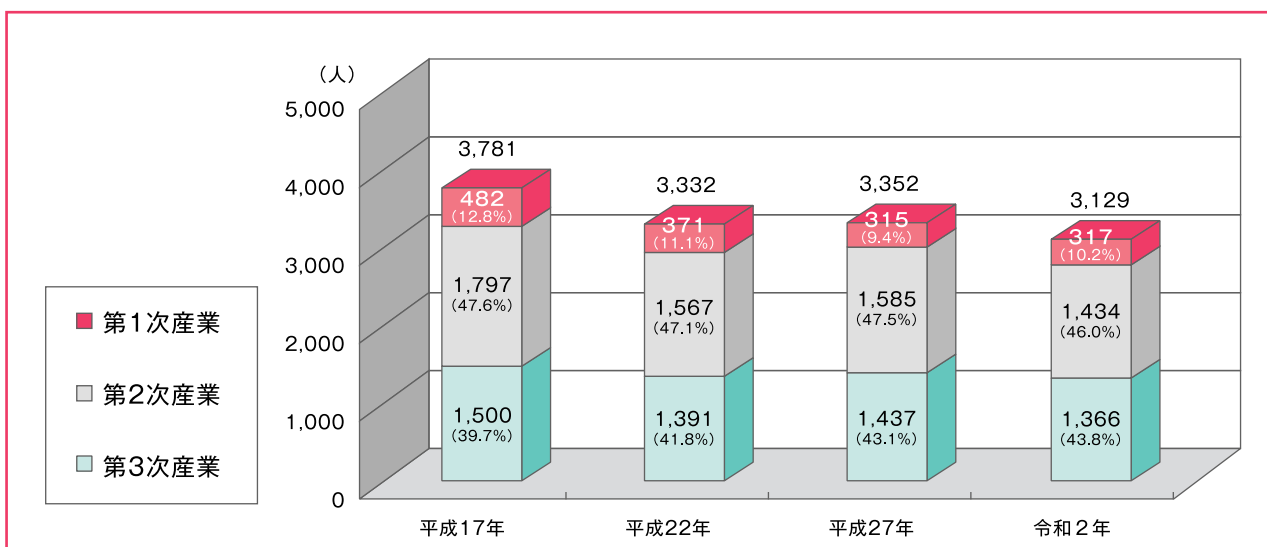
直近5年間では、第1次産業就業者数は横ばい、第2次産業就業者数と第3次産業就業者数は大幅に減少している。

本町の就業者総数(令和2年)は3,129人で、平成22年から平成27年にわずかに増加したものの、減少傾向にあります。

平成27年から令和2年の直近5年間の産業(3部門)別の就業者数の推移をみると、農業・林業などの第1次産業就業者数は横ばい、建設業・製造業などの第2次産業就業者数と、これら以外の第3次産業就業者数は大幅に減少しています。

それぞれの比率(令和2年)を県・国と比べると、第1次産業就業者と第2次産業就業者の比率が目立って高く、農業と製造業が主要産業となっていることがあらためて認識されます。

産業(3部門)別就業者数の推移



注) 就業者総数には、平成17年に2人、平成22年に3人、平成27年に15人、令和2年に12の分類人不能を含む(比率は分類不能を除いて算出)。

資料：国勢調査

産業(3部門)別就業者比率の国・県との比較(令和2年)

	浅川町	県平均	国平均
第1次産業就業者比率(%)	10.2	6.3	3.5
第2次産業就業者比率(%)	46.0	29.7	23.7
第3次産業就業者比率(%)	43.8	64.0	72.8

注) 比率は分類不能を除いて算出。

資料：国勢調査

2 生かすべき強み

1 町民との距離が近いコンパクトなまち

本町は、総面積37.43km²で、福島県の町の中で、鏡石町に次いで2番目(県下59市町村の中では5番目)に小さいコンパクトなまちです。

大きな面積の自治体に比べ、町内の移動が短時間で行えるほか、町民と行政との距離が近く、町民の目線に立った町民ニーズへのきめ細かな対応、情報の共有化、効率的な自治体経営、そして町全体が一つになった特色あるまちづくりを行いやすいまちといえます。



2 立地条件・交通条件に恵まれた便利なまち

本町は、白河市や須賀川市、郡山市に比較的近く、これら主要都市の医療施設や商業施設等を利用しやすい立地条件にあるほか、福島空港や「あぶくま高原道路」玉川インターチェンジ、東北新幹線新白河駅及び東北自動車道白河インターチェンジへも車で30分～1時間の距離にあり、高速交通網へのアクセスにも恵まれています。

また、幹線道路として、国道118号が走るほか、これとほぼ並行してJR水郡線が走り、磐城浅川駅と里白石駅の2つの駅があり、郡山駅と約1時間、水戸駅と約2時間で結ばれています。

さらに、本町では、車椅子でも安心して通ることができる歩道の整備に力を入れており、歩道整備が進んでいるまちという特性も持っています。



3 子育て・教育環境が充実した子育てしやすいまち

本町では、町独自の出生祝金の支給や18歳までのこどもの医療費の無料化などの経済的支援の推進、保育サービスや各種子育て支援サービスの充実、子育てアプリ「らんらん」の導入など、先進的な子育て支援施策に取り組んできたほか、令和6年度には、「こども家庭センター※2」を設置し、充実した子育て環境にあります。

学校教育においても、町独自の小学校・中学校入学祝金の支給や給食費の無償化、高等学校等への通学費の助成などの経済的支援はもとより、こども園・小学校・中学校の連携強化、「生きる力」の育成を重視した教育内容の充実など、これからの社会のつくり手となるこどもたちの育成に力を入れており、充実した教育環境にあります。



4 独特の伝統文化・地域資源を持つまち

本町は、三百有余年の歴史を誇る花火大会が開催される「花火の里」です。花火大会は、江戸時代から受け継がれてきた伝統行事であり、特に城山の頂上からまるで火山が噴火したかのように扇型の火花を散らす「大地雷火」は、浅川花火の代名詞となっています。

また、本町は、「吉田肉腫」を発見し、今日のがん研究の基礎を築いた世界的病理学者である吉田富三博士が生まれたまちです。本町では、名誉町民としてその業績を讃えるとともに、吉田富三記念館において様々な資料を展示しています。

さらに、本町の貫秀寺薬師堂に、弘智法印宥貞という住職の即身仏が鎮座しています。福島県では唯一の即身仏であり、国立科学博物館でも展示されました。



※2：子育て世代包括支援センター（母子保健機能）とこども家庭総合支援拠点（児童福祉機能）が一体となった、すべての妊産婦・子育て世帯・こどもへ総合的な相談支援等を行う機関。国により、市町村で設置することが努力義務とされている。

5 農業を基幹産業とし、豊かな田園空間が広がるまち

本町は、社川流域を中心とする平坦で肥沃な土地を生かし、古くから農業を基幹産業として発展してきました。

現在、米づくりを主体に、そ菜や花きの栽培、畜産などが営まれ、安全・安心でおいしい農畜産物が生産されています。特に、本町の主産物である米については、化学肥料と農薬を低減して栽培される「浅川の優味米」のブランド化を図るため、知名度向上と消費拡大に努めています。

このように、米づくりを主体とした農業のまちである本町は、河川流域の平坦地を中心に豊かな田園空間が広がり、都市部ではみられない、美しい農村景観を生み出しています。



6 保健・福祉環境が充実した安心して暮らせるまち

本町では、保健センターを拠点に、町民の健康意識を高める取り組みや、妊娠期から高齢期までの健康づくりを支援する各種事業など、町民一人ひとりに寄り添った地域密着型の保健事業を積極的に実施し、着実に成果を上げており、町民アンケート調査の『町の各環境に関する満足度』において、「保健サービス提供体制」が、45項目中で最も満足度が高くなっています。

また、福祉面においても、社会福祉協議会等と連携し、高齢者の介護予防や障がい者の総合的な生活支援を重視した各種事業を積極的に実施しているほか、地域住民同士が助け合う「ありがとうお互い様事業」を支援するなど、身近な地域における福祉体制づくりにも力を入れ、安心して暮らせる福祉環境にあります。



7 あたたかく郷土愛あふれる人が住むまち

農業のまちとしての歩みや独特の伝統文化・地域資源に恵まれ、古くから生まれ、受け継がれてきた町民のあたたかさや郷土愛の強さ、人と人とのつながりの強さは、これからまちづくりに生かすべき本町の生かすべき強みの一つといえます。

町民アンケート調査の『町への愛着度』において、町に対して“愛着を感じている”という人の割合が8割を超えて高くなっています。



3 反映すべき町民ニーズ

本町では、計画策定への町民ニーズの反映を重視し、町民及び中学生を対象としたアンケート調査を行いました。

その概要と主な結果は、次のとおりです。

アンケート調査の概要

	町民アンケート	中学生アンケート
調査対象	浅川町に居住する高校生以上の町民	浅川中学校の生徒全員
配布数	2,000	161
抽出法等	無作為抽選	全数調査
調査方法	郵送法（郵送配布・返信用封筒による回収）	学校において配布・回収
調査時期	令和6年9月	令和6年9月
有効回収数	743	146
有効回収率	37.2%	90.7%



① 町への愛着度と今後の定住意向(町民・中学生)

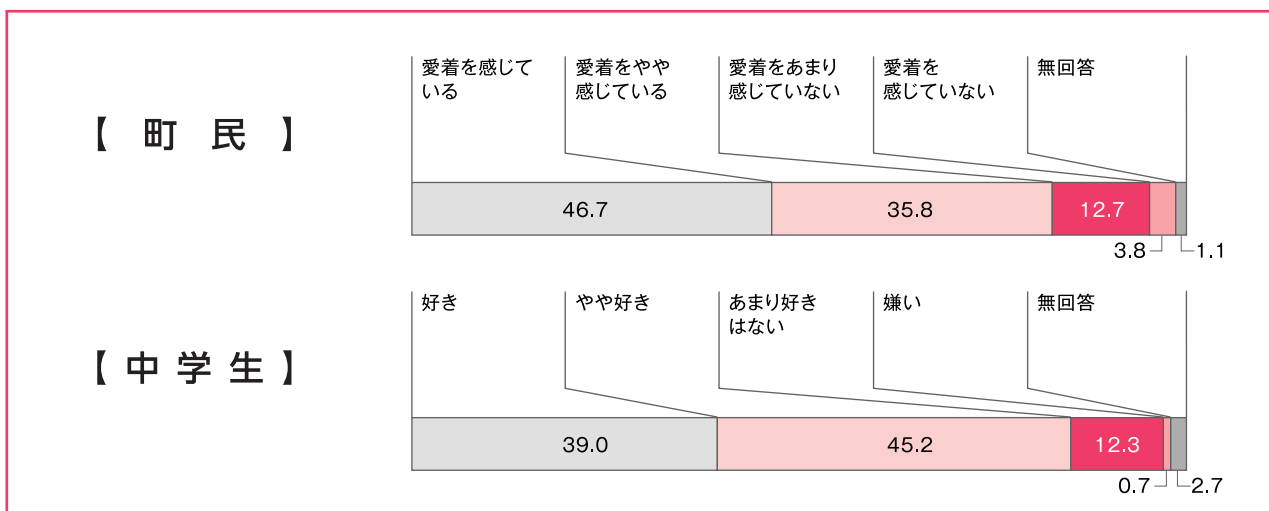
《 町への愛着度 》	町民	“愛着を感じている” ……	82.5%
	中学生	“好き” ……	84.2%

《 今後の定住意向 》	町民	“住み続けたい” ……	74.1%
	中学生	“住み続けたい” ……	28.0%

町への愛着度は、町民・中学生ともに8割を超える人が“愛着を感じている(好き)”と答えています。今後の定住意向は、中学生が目立って低く、「町のことは好きだが、住み続けたいとは思わない」という中学生かなり存在すると考えられます。

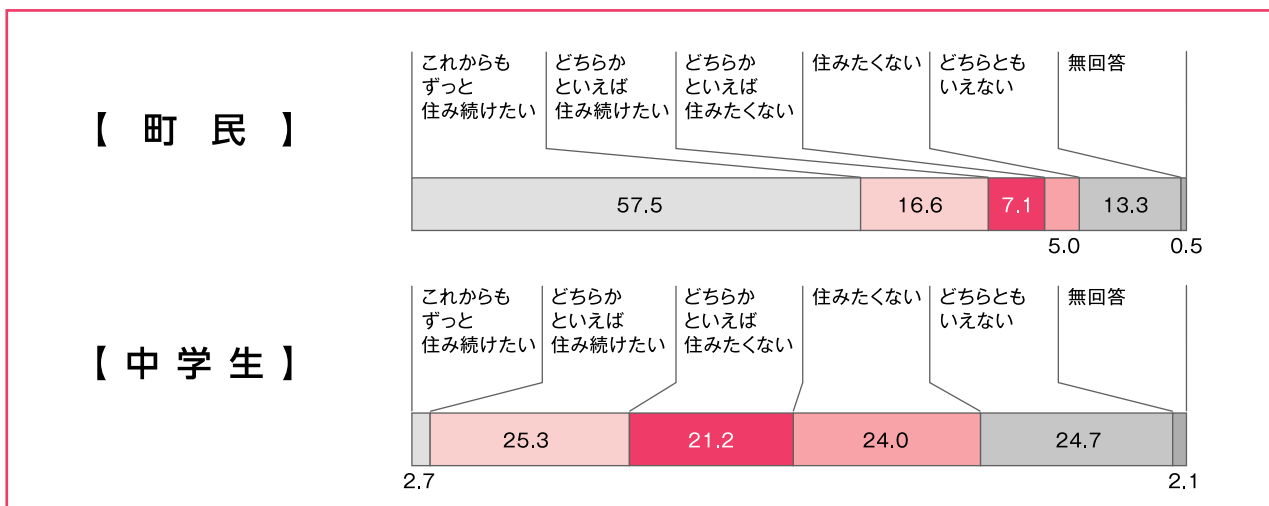
町への愛着度(町民・中学生)

(単位：%)



今後の定住意向(町民・中学生)

(単位：%)



② 町の各環境に関する満足度(町民)

《 満足度が高い項目 》

- 第1位 保健サービス提供体制
- 第2位 水道の整備状況
- 第3位 消防・救急体制
- 第4位 ごみ処理・リサイクル等の状況
- 第5位 し尿処理の状況

《 満足度が低い項目 》

- 第1位 商業振興の状況
- 第2位 工業振興・企業誘致の状況
- 第3位 公共交通の状況
- 第4位 公園・緑地の整備状況
- 第5位 観光・レクリエーションの状況

町の各環境(4分野45項目)について、「満足している」から「不満である」までの5段階で評価してもらい、点数化しました。

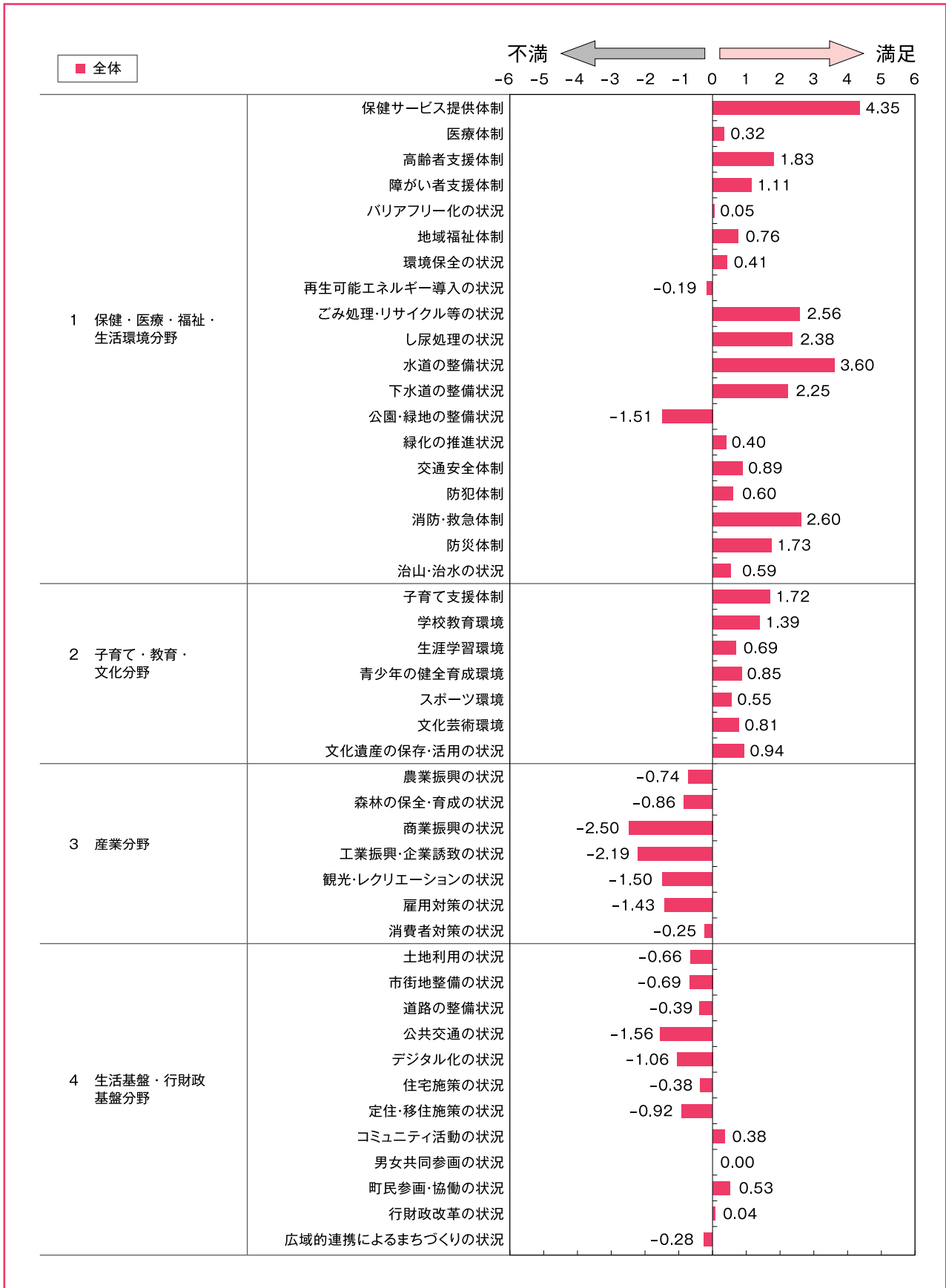
その結果、上記のとおりで、保健・医療・福祉・生活環境分野、子育て・教育・文化分野の満足度が高く、産業分野、生活基盤・行財政基盤分野の満足度が低く、これらに課題を残しているといえます。

前回のアンケート結果と比較すると、全体的に満足度が低下した項目が多いこと、「保健サービス提供体制」と「治山・治水の状況」の満足度が目立って上昇し、「デジタル化の状況」の満足度が目立って低下していることなどが特徴としてあげられます。



町の各環境に関する満足度(町民)

(単位：評価点)



③ 町の各環境に関する重要度(町民)

《 重要度が高い項目 》

- 第1位 水道の整備状況
- 第2位 保健サービス提供体制
- 第3位 医療体制
- 第4位 消防・救急体制
- 第5位 学校教育環境
- 第6位 高齢者支援体制
- 第7位 子育て支援体制
- 第8位 防災体制
- 第9位 ごみ処理・リサイクル等の状況
- 第10位 防犯体制

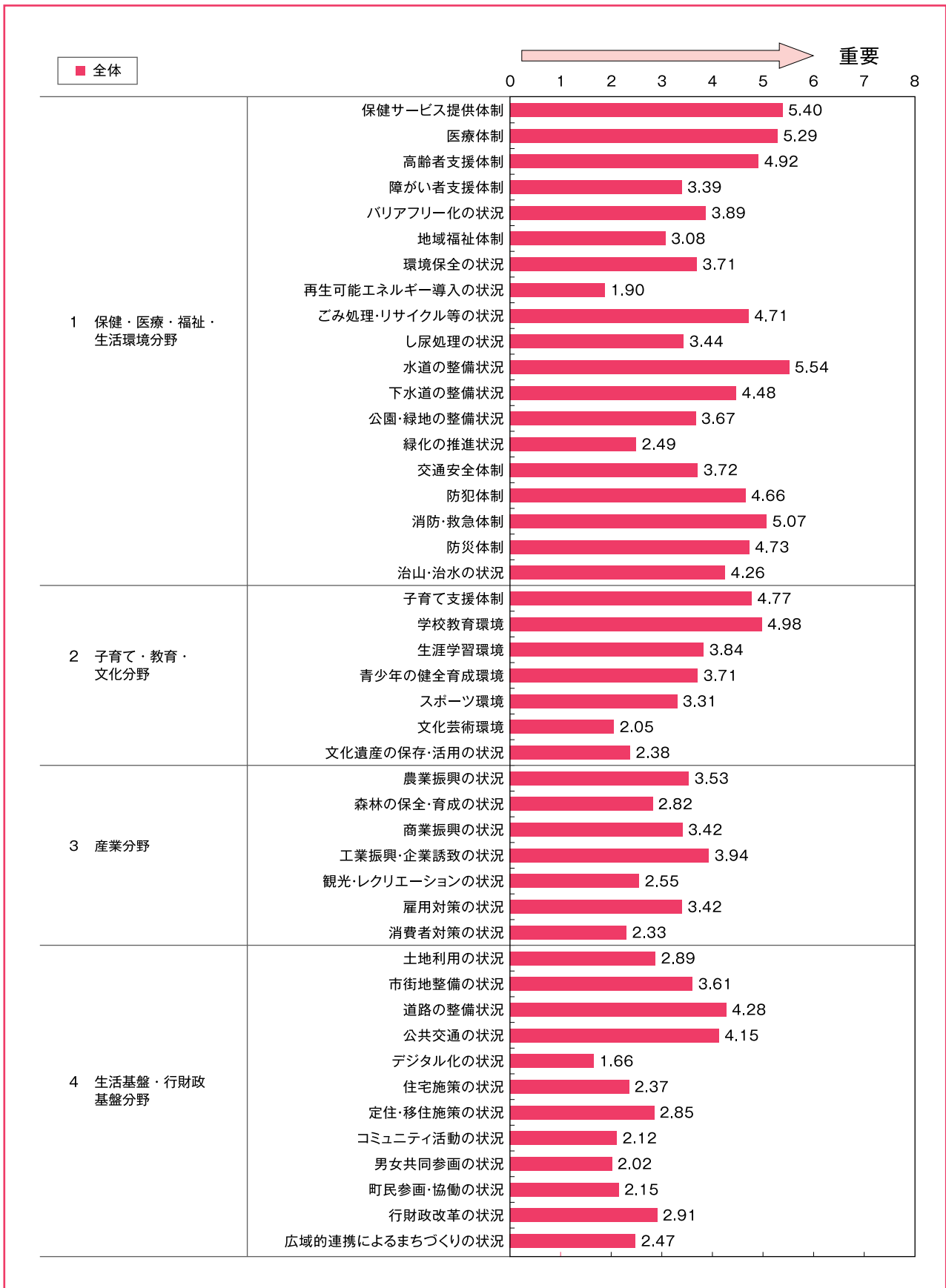
満足度と同じ各環境(4分野45項目)について、「重視している」から「重視していない」までの5段階で評価してもらい、点数化しました。

その結果、上記のとおりで、これら上位10項目をみると、保健・医療・福祉・生活環境分野の項目が8項目(このうち生活環境分野の項目が5項目、保健・医療・福祉分野の項目が3項目)、子育て・教育・文化分野の項目が2項目で、“安全で快適な居住環境の整備”と“保健・医療・福祉の充実”、“子育て・教育環境の充実”が重視されていることがうかがえます。

前回のアンケート結果と比較すると、重要度が最も上昇したのは「保健サービス提供体制」で、次いで「公共交通機関の状況」、「文化芸術環境」、「環境保全の状況」、「森林の保全・育成の状況」の順となっています。

町の各環境に関する重要度(町民)

(単位:評価点)



④ 今後のまちづくりの特色(町民・中学生)

《 今後のまちづくりの特色 》

町民

- 第1位 健康福祉のまち
- 第2位 子育て・教育のまち
- 第3位 商工業のまち
- 第4位 快適住環境のまち

中学生

- 第1位 環境保全のまち
- 第2位 快適住環境のまち
- 第3位 観光・交流のまち
- 第4位 商工業のまち

今後どのような特色のあるまちにすべきかについては、上記のとおりで、町民では、“保健・医療・福祉の充実”をはじめ、“子育て・教育環境の充実”、“商工業の振興”、“安全で快適な生活環境の整備”を望む人が多くなっています。

前回のアンケート結果と比較すると、上位回答は項目・順位ともに同様に、今後のまちづくりの特色に関する町民の意識はほとんど変わっていないことがうかがえます。

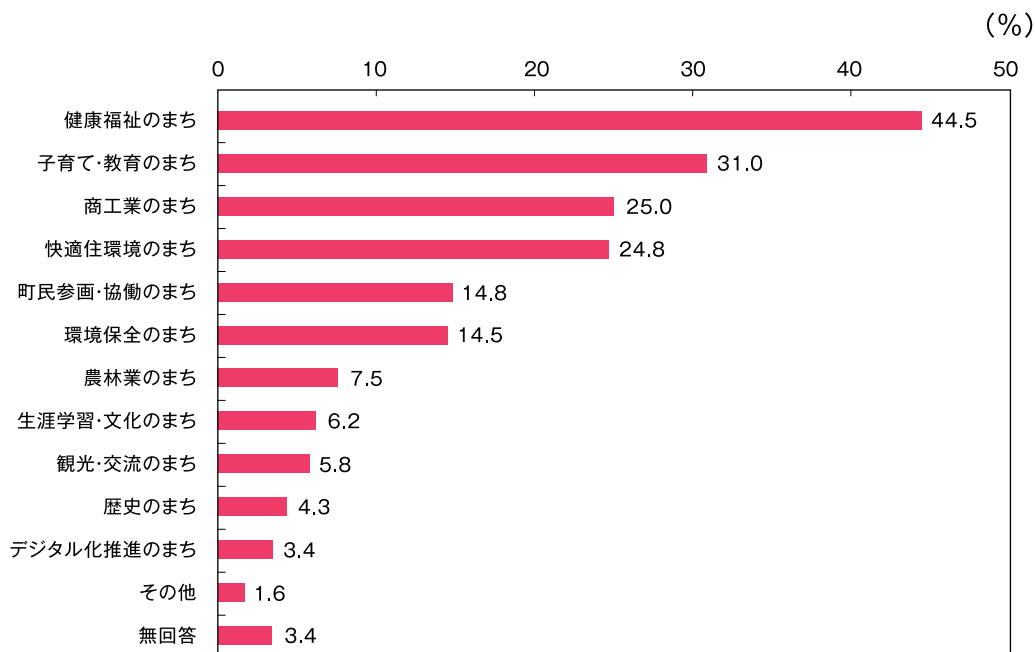
中学生では、“環境の保全”をはじめ、“安全で快適な生活環境の整備”、“観光・交流の振興”、“商工業の振興”を望む人が多く、特に、“環境の保全”が最も重視されていることが特徴となっています。



今後のまちづくりの特色(町民・中学生)

【町民】

n=743



【中学生】

n=146



4 対応すべき時代の流れ

1 少子高齢化・人口減少の加速

わが国では、出生数が毎年過去最少を記録し、少子化がさらに深刻化するとともに、これに伴い、人口減少も加速しています。また、高齢化も急速に進み、高齢化率は世界一高い状況が続いています。

このような中、人口減少の抑制と超高齢社会に即した仕組みの構築が、引き続きわが国全体の大きな課題となっています。

2 ゼロカーボンの取り組みの本格化

地球温暖化がさらに深刻化し、気候変動をはじめ、人類にとって重大な問題を引き起こす中、世界各国でゼロカーボン^{※3}の取り組みが本格化しています。わが国においても、「2050カーボンニュートラル^{※4}」を宣言し、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする目標を掲げ、積極的に取り組んでいます。

3 危機管理の重要性の高まり

近年、全国各地で地震や台風、線状降水帯の発生などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているほか、こどもや高齢者を巻き込む痛ましい交通事故・犯罪、オレオレ詐欺等の特殊詐欺や悪質商法によるトラブルも後を絶たず、危機管理の重要性がこれまで以上に高まってきています。

※3：排出自体を抑制・回避する技術や手法により、温室効果ガスの発生をゼロにすること。

※4：温室効果ガスの排出量と、森林や植物による吸収量を均衡させ、全体として排出ゼロの状態にすること。

4 デジタル化による社会変革の進展

民間企業はもとより、地方自治体においてもDXが急速に進展し、AI^{※5}やロボットなどのデジタル技術を活用した業務の効率化やサービスの向上など、社会全体で様々な変革が進んでいます。

こうしたデジタルによる社会の変革は、人々の利便性や生活の質の向上、生産の効率化等のために今や必要不可欠なものとして、あらゆる場面でその重要性が高まっています。

5 ウェルビーイングの向上に向けた取り組みの進展

近年、世界的に「ウェルビーイング(Well-being)^{※6}」が注目され、わが国においても、各省庁においてこの考え方が導入され、人々の幸福感や生活の質を重視した政策の展開に向け、健康や福祉、教育、地域づくりをはじめ、多方面で「ウェルビーイング」の向上に関する取り組みが進められつつあります。

6 SDGsの浸透と新たな国際目標の検討の進展

SDGs^{※7}は、今や世界各国に広く浸透しており、わが国においても、積極的な取り組みが行われています。また、国連未来サミット等において、2030年以降の新たな国際目標に関する検討が進められています。地方自治体においても、これらの動きを注視しながら、各種の行政活動に取り組むことが求められます。



※5：Artificial Intelligenceの略。人工知能。

※6：Well(よい)とbeing(状態)からなる言葉で、身体的・精神的・社会的に満たされた健康で幸福な状態にあること。

※7：Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略。国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標で、17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されている。

7 地方産業・経済の停滞

少子高齢化や人口減少の進行等に伴う担い手の減少、後継者不足、資材価格の高騰などを背景に、第1次産業従事者の減少、既存商店街の空き店舗の増加、企業の撤退といった状況がみられ、地方の産業・経済は停滞傾向にあり、その再生と創造が大きな課題となっています。

8 共生と多様性を重視する時代の到来

全国的に人と人とのつながりの希薄化が指摘される中、身近な地域で支え合い助け合いながらともに生きる共生社会の再生と創造が重視されています。また、世界的に「ダイバーシティ^{※8}」の考え方が浸透しつつあり、だれもがお互いの違いを認め合い、共存することができる多様性社会の実現が求められています。

9 地方の自立と住民参画・協働の重要性の高まり

地方行財政を取り巻く情勢が厳しさを増す中、これからの地方自治体には、自らの進むべき道を自ら考え、自ら実行していく力、いわば「自立力」を強めることが求められ、そのためには、自治体経営の一層の効率化はもとより、住民や住民団体、民間企業等の参画・協働が必要不可欠なものとなってきています。

※8：多様性を意味する言葉で、性別や年齢、障がいの有無、性的志向・性自認等といった様々な属性を持った人たちが、組織の中で共存している状態のこと。

5 新たなまちづくりへの課題

(1) 町全体の最重要課題

人口減少問題への対応

人口減少が加速し、多くの分野で担い手が不足し、町全体の活力の低下が懸念される中、町全体にかかわる最重要課題は、「人口減少問題への対応」です。

町民が住み続けたい・戻って来たい、子どもを生み育てたいと思うまちづくり、町外の人がこの町に移り住みたいと思うまちづくりを進めていくためには、子育て支援施策や移住・定住施策などの特定の取り組みだけでなく、様々な分野における様々な取り組みを一体的に進め、町の各環境の総合的なレベルアップを進めていく必要があります。

(2) 分野別の課題

1 地域に密着した保健・医療・福祉体制の整備

高齢化が急速に進む中、“保健・医療・福祉の充実”を求める町民ニーズが強く、町民アンケート調査の『今後のまちづくりの特色』において、「健康福祉のまち」が第1位となっているとともに、『町の各環境に関する重要度』において、「保健サービス提供体制」や「医療体制」、「高齢者支援体制」が上位にあげられています。

このため、充実した保健・福祉環境や、あたたかく郷土愛あふれる町民性等をさらに生かしながら、町民一人ひとりを大切にした、地域に密着した保健・医療・福祉体制の整備を進めていく必要があります。

2 子育て支援の充実と特色ある教育環境の整備

少子化が進むとともに、学校教育に対する関心がますます高まる中、“子育て・教育環境の充実”を求める町民ニーズが強く、町民アンケート調査の『今後のまちづくりの特色』において、「子育て・教育のまち」が第2位となっているとともに、『町の各環境に関する重要度』において、「学校教育環境」や「子育て支援体制」が上位にあげられています。

このため、充実した子育て・教育環境等をさらに生かしながら、子育て支援の一層の充実を図るとともに、未来を担う人材の育成に向けた特色ある学校教育・生涯学習・文化・スポーツ環境の充実を進めていく必要があります。

3 危機管理と環境保全を重視した生活環境の整備

危機管理の重要性が高まる中、“安全で快適な生活環境の整備”を求める町民ニーズが強く、町民アンケート調査の『今後のまちづくりの特色』において、「快適住環境のまち」が第4位（中学生アンケート調査では第2位）となっているとともに、『町の各環境に関する重要度』において、「水道の整備状況」や「消防・救急体制」、「防災体制」、「ごみ処理・リサイクル等の状況」、「防犯体制」が上位にあげられています。

また、世界的にゼロカーボンの取り組みが本格化する中、“環境の保全”も望まれており、中学生アンケート調査の『今後のまちづくりの特色』において、「環境保全のまち」が第1位となっています。

このため、美しい自然環境や農村景観との共生を基本に、危機管理と環境保全を重視した、だれもが住みたくなる、安全で快適、環境にやさしい生活環境の整備を進めていく必要があります。

4 農業と商工業を柱とした持続可能な産業の育成

地方の産業・経済が停滞する中、本町の主要産業の一つである“商工業の振興”を求める町民ニーズが強く、町民アンケート調査の『今後のまちづくりの特色』において、「商工業のまち」が第3位となっていますが、現状の満足度は低く、『町の各環境に関する満足度』において、「商業振興の状況」と「工業振興・企業誘致の状況」が満足度の低い項目の第1・2位を占めています。

また、中学生では、“多くの人々が訪れるまちづくり”を求めるニーズが強く、中学生アンケート調査の『今後のまちづくりの特色』において、「観光・交流のまち」が第3位となっています。

このため、基幹産業である農業や独特の伝統文化・地域資源、恵まれた立地条件・交通条件等をさらに生かしながら、農業と商工業を柱とした、将来にわたって持続可能な産業の育成を進めていく必要があります。

5 将来を見据えた生活基盤の整備

本町が、人口減少を抑制し、将来にわたって活力を維持していくためには、これまでみてきた保健・医療・福祉体制の整備や子育て・教育環境の整備、生活環境の整備、産業の育成はもとより、それらを支える生活基盤の整備が必要です。

しかし、町民アンケート調査の『町の各環境に関する満足度』において、「公共交通の状況」や「デジタル化の状況」、「定住・移住施策の状況」、「市街地整備の状況」などの生活基盤に関する項目の満足度が低くなっています。

このため、町民の利便性・安全性の向上、将来的な町の発展可能性の拡大といった視点に立ち、公共交通の充実やデジタル化をはじめ、暮らしを支える生活基盤の整備を計画的に進めていく必要があります。

6 多様な主体の力の結集と経営のさらなる効率化

地方自治体の「自立力」の強化が求められる中、限られた人材や財源を有効に活用しながら、自立したまちをつくり上げ、将来にわたって持続させていくためには、町民をはじめ、本町にかかわる多様な主体の力をさらに結集するとともに、行財政体制を一層強化していくことが求められます。

しかし、町民アンケート調査の『町の各環境に関する満足度』において、「行財政改革の状況」や「男女共同参画の状況」をはじめとする共生・協働・行財政分野の項目の満足度が低くなっています。

このため、あたたかく郷土愛あふれる町民性等をさらに生かしながら、町民をはじめ、町民団体や民間企業等の多様な主体の力を結集するとともに、行財政運営のさらなる効率化を進めていく必要があります。





第2部

基本構想



第1章 2035浅川町の将来像

① まちづくりの基本姿勢

「第1部 総論」を踏まえ、これからのまちづくりにおいて、すべての分野にわたって基本とする姿勢を次のとおり定めます。

『町民の幸せ』を優先する。

1

性別や年齢、障がいの有無などにかかわらず、町民の目線に立ち、一人ひとりの命や個性、暮らしを大切に、すべての町民が等しく幸せになることを優先するまちづくりを進めます。

『浅川スタイル』を創造・発信する。

2

本町ならではの地域資源やこれまでの取り組みを生かし、さらに磨き上げ、様々な分野で浅川スタイルを生み出し、プライドを持って全国・世界に発信していくまちづくりを進めます。

『みんな』で進める。

3

町民や町民団体、民間企業等と町とのつながりをこれまで以上に強め、本町にかかわる多くの人々が知恵と力を合わせ、支え合い、ともに働くまちづくりを進めます。

2 目指す将来像

今後、本町は、すべての分野において、コンパクトさや利便性、充実した子育て・教育環境をはじめとする本町の強みを最大限に生かしながら、『町民の幸せ』を優先するまちづくり、『浅川スタイル』を創造・発信するまちづくりを、『みんな』で進めます。

そして、住み続けたい・戻って来たいと思う町民、この町に移り住みたいと思う人々、そして浅川町ファンが増えるとともに、すべての町民が、今日を安心して暮らし、明日を希望で満たすことができる、次の世代へ誇りを持ってつないでいくまちになることを目指し、将来像を次のとおり定めます。

みんなで作る、安心と希望の浅川町



第2章 計画の体系と方針

1 計画の体系



2 政策目標ごとの方針

(1) 健やかで幸せなあさかわ

- | | |
|------------|---------------------|
| 1-1 保健・医療 | 1-4 地域福祉 |
| 1-2 高齢者支援 | 1-5 国民健康保険・
国民年金 |
| 1-3 障がい者支援 | |



すべての町民が健やかで幸せに暮らすことができるよう、充実した保健環境をさらに生かし、一人ひとりに寄り添った地域密着型の保健事業を実施するとともに、町内外の医療機関との連携や広域的な連携のもと、地域医療体制の維持・充実に努めます。

また、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、福祉・介護サービスの提供体制の充実や社会参加の促進に努めるとともに、複雑・多様化する生活課題を踏まえ、だれもが“自分事”として支え合い助け合う地域福祉活動の促進に努めます。

さらに、国民健康保険・国民年金の制度周知と適正運営に努めます。

(2) 人と文化が輝くあさかわ

- | | |
|-----------|-------------------|
| 2-1 子育て支援 | 2-4 スポーツ |
| 2-2 学校教育 | 2-5 文化芸術・
文化遺産 |
| 2-3 生涯学習 | |



こどもが健やかに育つよう、充実した子育て環境をさらに生かし、「こども家庭センター」を拠点に、妊娠・出産から子育て期まで、切れ目のない支援を一層推進します。

また、こどもたちが、生きる力を身につけ、これからの社会のつくり手として育つよう、充実した教育環境をさらに生かし、教育内容の一層の充実を図るとともに、学校施設の整備充実に努めます。

さらに、町民が生涯にわたって学び、活動し、豊かな暮らしを送ることができるよう、生涯学習環境の充実、多様なスポーツの普及、町民主体の文化活動の促進や文化財の保存・活用に努めるほか、花火や即身仏をはじめとする伝統文化・地域資源の保存・活用に努めます。

(3) 安全で環境にやさしいあさかわ

3-1 消防・防災

3-2 交通安全・防犯

3-3 環境保全・環境衛生

3-4 上下水道

3-5 公園



あらゆる危機に強い安全・安心なまちづくりを進めるため、消防団の充実や広域的な連携による常備消防・救急体制の充実、地域における自主的な防災活動の促進をはじめ、消防体制、防災・減災体制の一層の強化を図るほか、子どもや高齢者の安全確保を重点とした交通安全・防犯・消費者対策を推進します。

また、ゼロカーボンシティ宣言に基づく脱炭素社会の実現、だれもが住みたくなる快適な生活環境の整備に向け、総合的な環境・エネルギー施策の推進、廃棄物の減量化・資源化の促進、安全でおいしい水の安定供給、下水道施設の適正管理、合併処理浄化槽の普及促進、公園の維持管理及び新たな公園の整備検討を進めます。

(4) 豊かで活力あふれるあさかわ

4-1 農林業

4-2 商工業

4-3 観光・レクリエーション

4-4 雇用対策



基幹産業である農業の維持と新たな展開に向け、多様な担い手の育成・確保、農畜産物の一層のブランド化の支援をはじめ、多面的な農業振興施策を推進するほか、森林の適正管理・整備を促進します。

また、商工業の振興に向け、事業所の経営の継続・安定化や創業の支援、駅前を中心としたにぎわいづくりの支援、新たな企業の誘致に努めるほか、観光客の増加による地域経済の活性化、観光・レクリエーションから移住への展開を視野に入れ、「花火の里あさかわ」の磨き上げなど観光資源の充実・活用や新たな観光資源の掘り起こしを進めます。

さらに、これらの産業振興施策と連動し、町民の地元雇用の促進に向けた取り組みを進めます。

(5) 発展への基盤が整ったあさかわ

5-1 道路・公共交通

5-2 住宅・宅地

5-3 移住・定住

5-4 デジタル化



町民の利便性・安全性の向上、町全体の発展に向け、県道磐城浅川停車場線の早期完成をはじめ、国道・県道の整備を関係機関に要請していくとともに、町道の改良や新設、維持管理、橋梁の長寿命化を計画的に進めます。公共交通については、JR水郡線の利便性向上を要請していくほか、町民ニーズを十分に勘案し、新たな公共交通体系について検討し、その実現化を図ります。

また、町営住宅の適正管理や民間住宅の住環境向上の支援、花火の里ニュータウンの販売促進に向けた取り組みを進めるとともに、これらの住宅施策と連動し、空き家バンクや移住相談の充実、経済的支援の推進、戦略的なプロモーション活動の展開など、移住・定住を直接的に支援する施策を推進します。

さらに、町民サービスの向上と地域活性化に向け、行政と地域におけるデジタル化を進めます。

(6) みんなでつくるあさかわ

6-1 多様性社会

6-2 地域

コミュニティ

6-3 町民参画・協働

6-4 行財政運営



性別や年齢、障がいの有無等にかかわらず、だれもがともに生きる多様性社会の実現に向け、意識啓発や環境整備を進めます。

また、支え合い助け合う地域コミュニティの再生と創造に向け、行政区の自主的な活動を支援していくとともに、多様な力を結集したまちづくりを進めるため、広報・広聴機能の充実による情報の共有化を図りながら、町民や町民団体、民間企業等の参画・協働体制の強化を進めます。

さらに、行財政運営の効率化に向け、行財政全般について常に点検・評価しながら、さらなる行財政改革を進めるとともに、公共施設等総合管理計画等に基づく公共施設の整備、広域連携の強化を図ります。

浅川町第6次振興計画「あさかわ幸せ共創プラン2035」総論・基本構想の構成

第1部 総論

生かすべき強み

- 1 町民との距離が近いコンパクトなまち
- 2 立地条件・交通条件に恵まれた便利なまち
- 3 子育て・教育環境が充実した子育てしやすいまち
- 4 独特の伝統文化・地域資源を持つまち
- 5 農業を基幹産業とし、豊かな田園空間が広がるまち
- 6 保健・福祉環境が充実した安心して暮らせるまち
- 7 あたたく郷土愛あふれる人が住むまち

反映すべき町民ニーズ

町への愛着度と今後の定住意向

“愛着を感じている” 82.5%
(中学生 84.2%)

“住み続けたい” 74.1%
(中学生 28.0%)

今後のまちづくりの特色

- 第1位 健康福祉のまち
- 第2位 子育て・教育のまち
- 第3位 商工業のまち

町の各環境に関する満足度と重要度

【満足度が高い項目】

- 第1位 保健サービス提供体制
- 第2位 水道の整備状況
- 第3位 消防・救急体制

【満足度が低い項目】

- 第1位 商業振興の状況
- 第2位 工業振興・企業誘致の状況
- 第3位 公共交通の状況

【重要度が高い項目】

- 第1位 水道の整備状況
- 第2位 保健サービス提供体制
- 第3位 医療体制

対応すべき時代の流れ

- 1 少子高齢化・人口減少の加速
- 2 ゼロカーボンの取り組みの本格化
- 3 危機管理の重要性の高まり
- 4 デジタル化による社会変革の進展
- 5 ウェルビーイングの向上に向けた取り組みの進展
- 6 SDGsの浸透と新たな国際目標の検討の進展
- 7 地方産業・経済の停滞
- 8 共生と多様性を重視する時代の到来
- 9 地方の自立と住民参画・協働の重要性の高まり

新たなまちづくりへの課題

町全体の最重要課題

人口減少問題への対応

分野別の課題

- 1 地域に密着した保健・医療・福祉体制の整備
- 2 子育て支援の充実と特色ある教育環境の整備
- 3 危機管理と環境保全を重視した生活環境の整備
- 4 農業と商工業を柱とした持続可能な産業の育成
- 5 将来を見据えた生活基盤の整備
- 6 多様な主体の力の結集と経営のさらなる効率化

まちづくりの基本姿勢

- 1 『町民の幸せ』を優先する。
- 2 『浅川スタイル』を創造・発信する。
- 3 『みんな』で進める。

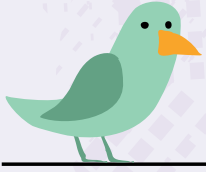
目指す将来像

みんなで作る、安心と希望の浅川町

計画の体系

- 1 **健やかで幸せなあさかわ**
【保健・医療・福祉分野】
 - 1-1 保健・医療
 - 1-2 高齢者支援
 - 1-3 障がい者支援
 - 1-4 地域福祉
 - 1-5 国民健康保険・国民年金
- 2 **人と文化が輝くあさかわ**
【子育て・教育分野】
 - 2-1 子育て支援
 - 2-2 学校教育
 - 2-3 生涯学習
 - 2-4 スポーツ
 - 2-5 文化芸術・文化遺産
- 3 **安全で環境にやさしいあさかわ**
【生活環境分野】
 - 3-1 消防・防災
 - 3-2 交通安全・防犯
 - 3-3 環境保全・環境衛生
 - 3-4 上下水道
 - 3-5 公園
- 4 **豊かで活力あふれるあさかわ**
【産業分野】
 - 4-1 農林業
 - 4-2 商工業
 - 4-3 観光・レクリエーション
 - 4-4 雇用対策
- 5 **発展への基盤が整ったあさかわ**
【生活基盤分野】
 - 5-1 道路・公共交通
 - 5-2 住宅・宅地
 - 5-3 移住・定住
 - 5-4 デジタル化
- 6 **みんなで作るあさかわ**
【共生・協働・行財政分野】
 - 6-1 多様性社会
 - 6-2 地域コミュニティ
 - 6-3 町民参画・協働
 - 6-4 行財政運営

第2部 基本構想



第3部

前期基本計画

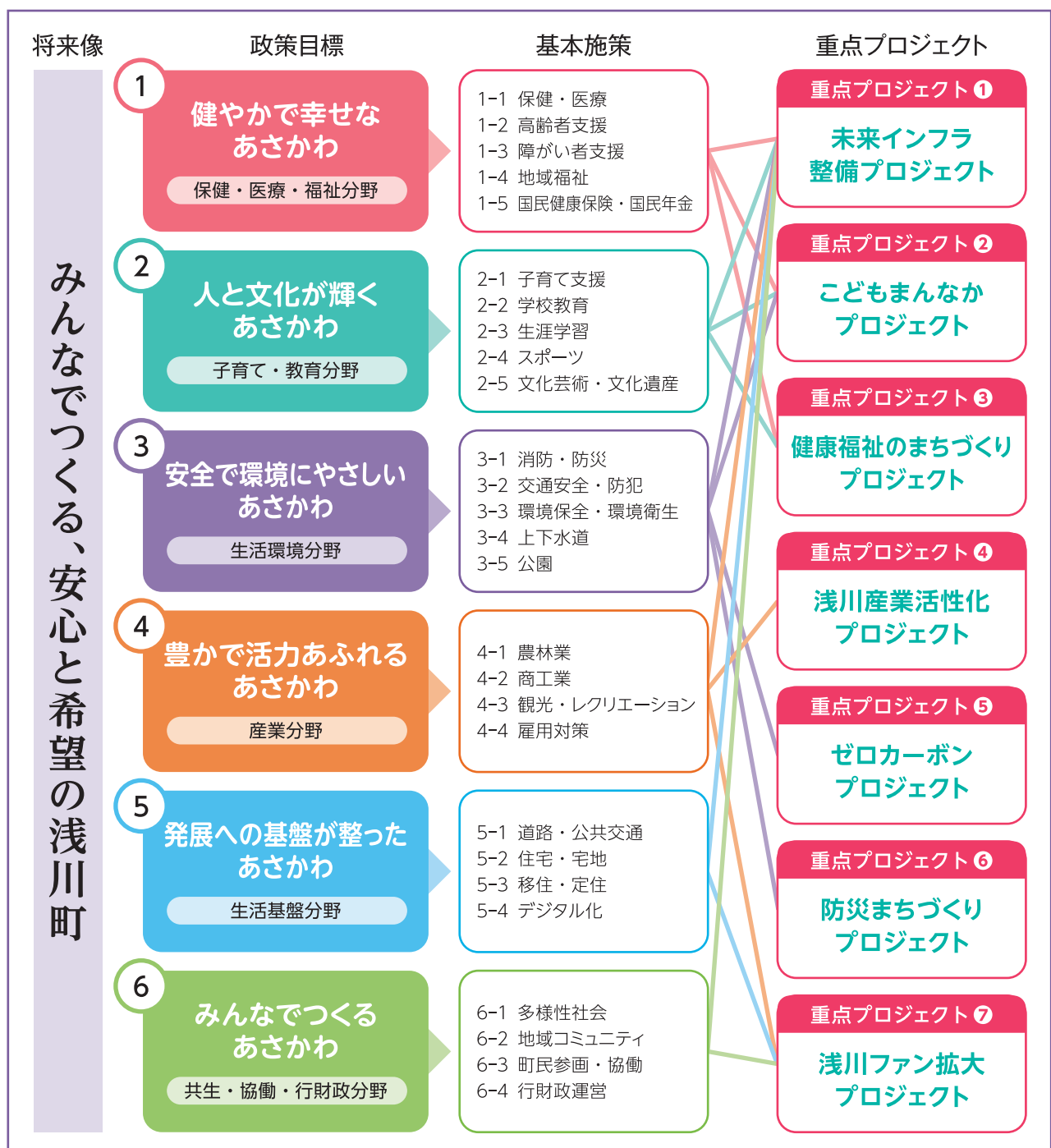


序章 前期5年間の重点プロジェクト

将来像の実現のためには、基本構想の「第2章 計画の体系と方針」に基づき、基本施策ごとの取り組みを着実に推進していくことが必要ですが、ここでは、本町の最重要課題である「人口減少問題への対応」の視点、「選択と集中」の視点に立ち、前期5年間のまちづくりにおいて、特に重点的・戦略的に取り組む『重点プロジェクト』を定めました。

これら『重点プロジェクト』に関する施策については、この前期基本計画の中に主要施策として重点的に盛り込むとともに、総合戦略の主要施策としても位置づけ、積極的に推進していくこととします。

重点プロジェクト



重点プロジェクト①

未来インフラ整備プロジェクト

未来を見据えた持続可能なまちづくりの基盤整備として、公共施設の整備・更新をはじめ、DXの推進や道路・公共交通の充実に向けた取り組みを重点的に進めます。



重点プロジェクト②

こどもまんなかプロジェクト

町の宝であるこどもが一人でも多く生まれ、未来を担う人材としてたくましく育つよう、子育て環境・こどもの教育環境の充実に向けた取り組みを重点的に進めます。



重点プロジェクト③

健康福祉のまちづくりプロジェクト

すべての町民が健康で幸せに暮らせるよう、保健サービス提供体制や医療体制、高齢者・障がい者の福祉体制の充実に向けた取り組みを重点的に進めます。



重点プロジェクト④

浅川産業活性化プロジェクト

地域経済の発展とだれもが楽しく働ける環境づくりを進めるため、農業を柱とした産業の活性化や働きやすい職場の確保に向けた取り組みを重点的に進めます。



重点プロジェクト⑤

ゼロカーボンプロジェクト

脱炭素社会の実現とだれもが住みたくなる環境にやさしいまちづくりを進めるため、「ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、町全体の脱炭素化に向けた取り組みを重点的に進めます。



重点プロジェクト⑥

防災まちづくりプロジェクト

だれもが安全に安心して暮らせる、あらゆる災害に強いまちづくりを進めるため、消防力の維持・充実や防災・減災体制の強化に向けた取り組みを重点的に進めます。



重点プロジェクト⑦

浅川ファン拡大プロジェクト

本町を訪れる人や本町にかかわる人、本町に移り住む人など浅川ファンを増やすため、観光機能の強化や関係人口の拡大、移住・定住の促進に向けた取り組みを重点的に進めます。



第1章 健やかで幸せなあさかわ

1-1 保健・医療

●現状と課題

わが国では、平成6年度から平成17年度までの12年間において、すべての人々が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向けた「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動(健康日本21(第三次))」を推進しています。

本町では、これまで、健康増進計画・食育推進計画「健康あさかわ21」をはじめ、心身の健康づくりに関する各種の計画を策定し、保健センターを拠点として、町民一人ひとりの健康づくりを支援する事業を実施し、着実に成果を上げてきました。

しかし、高血圧症・糖尿病患者の割合や、循環器疾患による死亡率が高く、食生活をはじめとする日頃の生活習慣の改善が課題となっているほか、少子化に対応した安心して出産・育児ができる環境づくりや、心の病の増加を踏まえた自殺予防の取り組みなども求められています。

このような中、本町では、令和6年度に、自殺対策計画「第2次いのち支える浅川町自殺対策行動計画」を、令和7年度には、健康増進計画・食育推進計画「第3次健康あさかわ21」を策定しました。

今後は、これらの計画に基づき、また見直しを適宜行いながら、すべての町民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現、だれも自殺に追い込まれることのない浅川町の実現に向け、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな保健事業を実施していく必要があります。

一方、医療機関については、町内に内科医院が1箇所、歯科医院が2箇所あるほか、近隣市町村の医療機関も比較的容易に利用できる環境にあります。また、広域的連携のもと、休日や救急の医療にも対応できる体制が整備されています。

しかし、今後、高齢化のさらなる進行とともに医療ニーズもますます高度化・専門化していくことが見込まれるほか、人々の移住・定住を促進するためには、安心して医療を受けられる環境が重要な条件となることから、町内の医療機関との連携や広域的連携を強化し、地域医療体制の維持・充実を進めていく必要があります。



● 主要施策

《1-1-1 保健事業推進体制の充実》

町の実情に即した保健事業を総合的・計画的に進めるため、健康増進計画・食育推進計画「健康あさかわ21」や自殺対策計画「いのち支える浅川町自殺対策行動計画」等の指針の評価・見直しを適宜行います。

《1-1-2 町全体の健康づくり意識の高揚》

町民の健康づくり意識やヘルスリテラシー^{※9}を高めるため、健康に関心が薄い人を含む幅広い世代を対象に、健康に関する広報・啓発活動や情報提供の推進、教室・講座・イベントの開催を図ります。

《1-1-3 健康増進計画「第3次健康あさかわ21」に基づく健康づくりの推進》

健康増進計画「第3次健康あさかわ21」に基づき、栄養・食生活や身体活動・運動、休養・睡眠、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康などの「生活習慣の改善」、がんや循環器病、糖尿病、COPD^{※10}などの「生活習慣病の発症予防・重症化予防」をはじめとする各分野の目標・指標の達成に向け、町民一人ひとりの行動と健康状態の改善を促進するとともに、これを支える社会環境の質の向上を進めます。

《1-1-4 自殺対策計画「第2次いのち支える浅川町自殺対策行動計画」に基づく自殺予防の推進》

自殺対策計画「第2次いのち支える浅川町自殺対策行動計画」に基づき、心の健康に関する正しい知識の普及やゲートキーパー^{※11}の育成、児童・生徒のSOSの出し方に関する教育の推進をはじめとする自殺予防の取り組みを推進します。

《1-1-5 地域医療体制の維持・充実》

- ①身近な医療体制の維持・充実に向け、町内及び近隣市町村の医療機関、各医師会・歯科医師会との協力体制の充実に努めます。
- ②県と連携し、休日・救急医療や周産期医療、小児医療等に関する全県的な医療体制の維持・充実に向けた取り組みを進めるとともに、町民への周知に努めます。

※9：健康情報や医療情報を適切に利用し、活用する力。

※10：慢性閉塞性肺疾患。

※11：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人。

1-2 高齢者支援

● 現状と課題

わが国では、世界一のスピードで高齢化が進行しており、特に、75歳以上の後期高齢者の増加が顕著となっています。このような中、国では、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステム※12の充実に向けた取り組みを進めています。

本町では、これまで、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、高齢者の健康・生きがいづくりや生活支援の充実、介護保険事業の適正運営をはじめとする各種の高齢者支援施策・事業を推進してきました。

しかし、今後、本町の高齢化はさらに加速することが予想されており、介護・支援を必要とする高齢者をはじめ、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が見込まれるとともに、人生100年時代を迎え、生きがいづくりや社会参加に関するニーズの増大も予想され、高齢者支援の充実は引き続き町全体の大きな課題となっています。

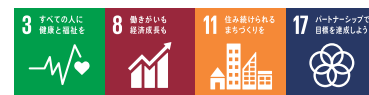
今後は、このような状況を踏まえ、令和5年度に策定した第10期高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画に基づき、また見直しを行いながら、高齢者が地域で介護予防に取り組み、できる限り健康で長生きするとともに、要介護状態になっても、必要なサービスを利用しながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムのさらなる充実に向けた具体的な取り組みを着実に推進していく必要があります。

● 主要施策

《1-2-1 高齢者支援推進体制の充実》

町の実情に即した高齢者支援を総合的・計画的に進めるため、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の見直しを行います。

※12：医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される仕組み。



《1-2-2 地域包括ケアシステムの深化と推進》

- ①高齢者の自立支援・重度化防止に向け、地域サロンや運動サークルなど、地域における自発的な介護予防活動を支援するほか、フレイル^{※13}予防の取り組みなど、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施します。
- ②町の高齢者支援の拠点である地域包括支援センターの機能強化を図るため、生活支援サービス等の充実に向けた生活支援コーディネーターやその活動を支える協議体の活用、地域ケア会議の開催を図るほか、センターの適切な運営・評価に努めます。
- ③認知症高齢者やその家族を地域で支えていくため、認知症に関する正しい知識の普及・啓発や認知症サポーター^{※14}の養成・活用、認知症カフェ^{※15}の運営をはじめ、認知症施策を推進します。
- ④在宅医療と介護の連携強化に向け、地域の医療・介護関係者等の連携・協働による会議の開催や研修の実施、情報共有の支援などを行います。
- ⑤高齢者が要介護状態等にならないよう、地域全体で介護予防や生活支援を行う介護予防・日常生活支援総合事業など、各種介護予防事業を推進します。

《1-2-3 高齢者の生きがいがづくりと生活支援の推進》

- ①高齢者がその知識や経験を生かし、生きがいを持って社会参加することができるよう、シルバー人材センターへの支援や長寿会活動の支援、高齢者の学習・文化・スポーツ活動等の促進に努めます。
- ②高齢者が安心して在宅生活を送ることができるよう、住宅改修の支援など住まいに関する支援、高齢者へのタクシー券の配布、介護用品の支給、緊急通報システムの貸与など、各種福祉サービスを提供します。

《1-2-4 介護保険サービスの充実》

- ①高齢者が住み慣れた地域の中で、尊厳を保ちながらその人らしく暮らすことができるよう、各種の居宅介護サービスや地域密着型介護サービス、施設介護サービス等の各種介護保険サービスの提供体制の充実を促進します。
- ②持続可能な介護保険制度の運営に向け、介護給付の適正化や介護人材の確保と資質の向上、今後必要なサービス事業所の確保に向けた取り組みを進めます。

※13：健康な状態と要介護状態の中間の段階。

※14：認知症の人や家族を見守る支援者。

※15：認知症の人や家族、地域住民などが集まるカフェ。

1-3 障がい者支援

● 現状と課題

障がいのある人もない人も、一人ひとりが人権と個性を尊重し合い、地域の中でともに生き、ともに活躍することができる社会づくりが求められています。

本町では、これまで、障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画を策定し、障がい者の自立支援と総合的な生活支援を基本とした各種の障がい者支援施策・事業を推進してきました。

しかし、近年、障がい者の高齢化が進むとともに、介護者の高齢化も進み、親亡き後や将来の生活に不安を抱えている家庭も少なくないほか、就労についても非常に厳しい状況にあります。また、障がい福祉サービスや障がい児福祉サービスを提供する事業者が少なく、その確保が課題となっています。

今後は、このような状況を踏まえ、令和5年度に策定した第5次障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に基づき、また見直しを行いながら、障がいのある人が笑顔で安心して暮らせる共生社会の実現に向けた具体的な取り組みを着実に推進していく必要があります。

● 主要施策

《1-3-1 障がい者支援推進体制の充実》

町の実情に即した障がい者支援を総合的・計画的に進めるため、障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の見直しを行います。

《1-3-2 障がい児への支援の充実》

- ①関係機関と連携し、疾病等の早期発見、早期治療・療育体制の充実に努めます。
- ②障がい児が身近な地域で必要な支援を受けることができるよう、児童発達支援^{※16}や放課後等デイサービス^{※17}をはじめとする各種障がい児福祉サービスの提供体制の充実に促進するとともに、医療的ケア児^{※18}等コーディネーターの配置について検討しながら、医療的ケア児とその家族に対する支援を行います。

※16：未就学の障がい児に対して日常生活における基本的な動作の指導、知識・技術の付与、集団生活への適応訓練等を行うサービス。

※17：学校に通学している障がい児に対し、放課後や休日、夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進等を支援するサービス。

※18：日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童。



《1-3-3 相談支援体制と生活支援の充実》

- ①障がい者やその家族が安心して気軽に相談することができるよう、石川地方基幹相談支援センターを中心に、相談体制の充実を図ります。
- ②障がい者に対する町民の理解の促進、障がいを理由とする差別の解消に向け、広報・啓発活動や情報提供を推進します。
- ③障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、訪問系サービスや日中活動系サービス、居住系サービス等の各種障がい福祉サービスの提供体制の充実を促進します。
- ④関係機関と連携し、手話通訳者・要約筆記者の派遣や日常生活用具の給付、移動の支援をはじめとする地域生活支援事業を実施します。
- ⑤障がい者の地域生活を支援するために設置した地域生活支援拠点等^{※19}の段階的な機能強化と有効活用に努めます。

《1-3-4 障がい者の就労・社会参加の促進》

障がい者の就労・社会参加の促進に向け、障がい者就業・生活支援センターやハローワーク^{※20}、就労系サービス事業所等と連携し、障がい者個々の能力や希望に応じた就労の支援を行うとともに、障がい者の学習・文化・スポーツ活動等の促進に努めます。



※19：障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた生活支援・居住支援のための拠点機能を持つ場所や体制のこと。
※20：公共職業安定所。

1-4 地域福祉

● 現状と課題

近年、全国的に地域で支え合い助け合う機能の低下が指摘される中、「8050問題^{※21}」や「ダブルケア^{※22}」など、行政サービスだけでは対応が難しい複雑化・複合化した生活課題が出てきています。

このような課題に対応するためには、公的な取り組みだけでなく、地域における多様な主体が“自分ごと”として参画し、地域全体で支え合う「地域共生社会^{※23}」をつくっていくことが必要です。

本町では、社会福祉協議会と地域包括支援センターが連携し、福祉ボランティア活動の促進や地域における福祉体制づくり等を行い、地域福祉推進の中核的な役割を担っています。

また、地域包括支援センターや社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉ボランティア団体、関連事業所等が連携し、見守り活動や地域サロン等の集い・通いの場づくり、移動販売による買い物支援をはじめ、地域に密着した様々な活動を行っています。

近年では、令和5年度に、「ありがとうお互い様事業」が発足し、地域住民同士が助け合う有償ボランティア活動が行われています。

しかし、今後、少子高齢化のさらなる進行等に伴い、生活課題はますます増大し、かつ複雑化・複合化していくことが予想され、特に、ひとり暮らしの高齢者・障がい者等の見守りや外出・買い物等の身近な生活支援の重要性が一層高まることを見込まれます。

今後は、このような状況を踏まえ、これまでの取り組みをさらに発展させながら、より多くの主体の支え合いの輪を広げ、「地域共生社会」の実現を目指していく必要があります。

また、すべての町民が安全に安心して暮らすことができるよう、公共施設等のユニバーサル・デザイン^{※24}の普及・推奨が求められています。

※21：80代の親が、ひきこもりなどの50代のこどもを支える家庭で、生活困窮と介護が同時に生じる問題。

※22：子育てと介護等を同時に担わなければならない状態のこと。

※23：制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、町民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会。

※24：すべての人が使いやすいよう、施設や建物、空間等をデザインすること。



● 主要施策

《1-4-1 断らない包括的な相談支援体制の整備》

複雑化・複合化する困りごとや悩みごとにも的確に対応し、相談者に寄り添った支援が行えるよう、重層的支援体制整備事業※25により、断らない包括的な相談支援体制の整備を進めます。

《1-4-2 地域福祉を担う多様な担い手の育成》

- ①地域福祉推進の中核的な役割を担う社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、各種福祉団体、福祉ボランティア団体等の活動支援を行います。
- ②町民の福祉意識の高揚と地域福祉活動への参画促進、福祉ボランティアの育成・確保に向け、社会福祉協議会と連携し、地域福祉に関する広報・啓発活動や情報提供、福祉教育を推進します。

《1-4-3 分野を越えた横断的・総合的な取り組みの推進》

見守り活動や地域サロン等の集い・通いの場づくり、移動販売による買い物支援、「ありがとうお互い様事業」による有償ボランティア活動をはじめ、生活困窮への対応やひきこもり・孤立・孤独へ対応、権利擁護の推進、虐待の防止など、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉等の各分野に共通する課題等について、横断的・総合的な取り組みを推進します。

《1-4-4 ユニバーサル・デザイン化の推進》

高齢者や障がい者、こどもも含め、すべての町民が安全に安心して暮らせるよう、公共施設の整備・更新時等において、可能なものから、ユニバーサル・デザイン化を進めます。

(※この計画は、社会福祉法第107条に定める「市町村地域福祉計画」を兼ねるものとします。)

※25：一つの支援機関だけでは解決することが難しい複雑化・複合化した課題に対応するため、相談者に寄り添った伴走支援が行える一体的・重層的な支援体制つくる事業。

1-5 国民健康保険・国民年金

● 現状と課題

国民健康保険制度は、自営業の人や会社に努めていない人などが加入する制度で、病気やけがなどに対して保険給付を行うものであり、人々の健康の維持・増進に重要な役割を果たしています。

本町では、人口減少の進行に伴い被保険者数は年々減少していますが、高齢化の進行や医療技術の高度化等に伴い、一人あたりの医療費は年々増加しており、その運営は非常に厳しい状況にあります。

このため、医療費の抑制や国民健康保険税の収納確保に向けた取り組みを行うとともに、令和11年度予定の国民健康保険税水準の県内統一への対応を進めていく必要があります。

また、後期高齢者医療制度は、75歳以上の人や65歳以上で一定の障がいのある人が加入する制度であり、病気やけがに対して保険給付を行うものであり、国民健康保険制度とともに重要な役割を果たしています。

今後とも、制度の適正な運営に向け、健康づくりの促進や制度の周知徹底に向けた取り組みを進めていく必要があります。

一方、国民年金制度は、老後の収入を保障する制度であり、人々の生活にとって必要不可欠な制度です。

しかし、制度に対する正しい理解が十分に得られていない状況も見受けられることから、制度の周知徹底を一層進めていく必要があります。





● 主要施策

《1-5-1 国民健康保険制度の適正運営》

- ①医療費の抑制に向け、各種保健事業の実施による被保険者の健康づくりの促進はもとより、医療費の通知やレセプト※26点検などの適正受診対策、ジェネリック医薬品※27の利用促進等に努めます。
- ②国民健康保険税の収納確保に向け、滞納者に対する納税相談・指導等を行います。
- ③国民健康保険税水準の県内統一に向け、県と連携しながら、必要な取り組みを段階的に進めていきます。

《1-5-2 後期高齢者医療制度の適正運営》

各種保健事業の実施による被保険者の健康づくりの促進に努めるとともに、広報・啓発活動を推進し、後期高齢者医療制度の周知徹底に努めます。

《1-5-3 国民年金制度の周知徹底》

関係機関と連携し、広報・啓発活動や年金相談を行い、国民年金制度の一層の周知徹底に努めます。

※26：診療報酬明細書。

※27：新薬の特許期間終了後に発売される、新薬と同等の効き目で比較的安価な医薬品。

第2章 人と文化が輝くあさかわ

2-1 子育て支援

●現状と課題

わが国では、少子化が深刻化する中、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくため、令和5年度に、こども基本法を施行するとともに、こども家庭庁を発足させ、こども大綱やこども未来戦略を策定し、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みを進めています。

本町では、これまで、子ども・子育て支援事業計画を策定し、町独自の出生祝金の支給や18歳までの医療費の無料化などの経済的支援の推進、保育サービスをはじめとする各種子育て支援サービスの充実、子育てアプリ「らんらん」の導入など、先進的な子育て支援施策に取り組んできたほか、令和6年度には、総合的な相談支援等を行う拠点として、「こども家庭センター」を設置するなど、充実した子育て環境にあります。

保育・教育施設としては、保育部と幼稚部で構成される「あさかわこども園」があり、充実した保育・教育サービスが提供されています。

しかし、本町においても、少子化は加速しつつあるとともに、子育て環境が大きく変化する中、子育てに不安や孤立、負担を感じる家庭もみられます。

このような中、本町では令和6年度に、こども施策を総合的かつ一体的に推進するための指針として、こども・子育て計画を策定しました。

今後は、この計画に基づき、子育て環境の充実したまちとしての特性をさらにのばし、こどもが一人でも多く生まれるよう、また、すべてのこどもや若者、子育て当事者が幸福な生活を送ることができるよう、「こどもまんなかあさかわ」の実現に向けた具体的な取り組みを積極的に推進していくことが必要です。

●主要施策

《2-1-1 子育て支援推進体制の充実》

- ①町の実情に即した子育て支援を総合的・計画的に進めるため、こども・子育て計画の見直しを適宜行います。
- ②本町のこども・子育てに関する総合的な相談支援の拠点として、「こども家庭センター」の段階的な機能強化を図ります。



《2-1-2 こども・若者の権利についての啓発の推進》

こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められた「こどもの権利条約」に基づき、広報紙やパンフレット、学校教育等の様々な媒体や機会を活用し、こどもの権利についての啓発を推進します。

《2-1-3 多様な遊び・体験活動の場の提供》

- ①親子で楽しめる行事や遊び、体験活動が行える場の提供を図ります。
- ②山林等を利活用し、町内外の親子が集まって一日遊ぶことができる大規模な公園の整備について検討・推進します。

《2-1-4 こども・若者の健康支援》

健康診査や相談、訪問指導等の充実はもとより、「プレコンセプションケア^{※28}」の普及・啓発、食育教室やがん予防教室など学齢期から望ましい生活習慣について学べる機会の提供を図ります。

《2-1-5 援助を必要とするこどもや家庭への支援》

要保護児童対策地域協議会を中心に、児童虐待防止対策を推進するほか、関係機関との情報共有・連携のもと、ひとり親家庭やこどもの貧困、「ヤングケアラー^{※29}」への支援対策を行います。

《2-1-6 子育て支援サービスの充実》

- ①多様な保育ニーズを踏まえ、通常の保育はもとより、延長保育や一時預かりの充実を図るほか、「こども誰でも通園制度^{※30}」を実施します。
- ②子育てに関する相談や情報提供、交流の場の提供を行う地域子育て支援拠点事業(にこにこ広場)や放課後児童クラブをはじめ、多様な子育て支援サービスの充実を図ります。
- ③子育てアプリ「らんらん」や子育てガイドブック、広報紙、ホームページ等を活用し、子育てに関する情報発信の充実を図ります。

《2-1-7 子育てに関する経済的支援の推進》

子育てに関する保護者の経済的負担を軽減するため、町独自の出生祝金の支給や紙おむつ等の育児用品の支給、18歳までの医療費の無料化をはじめ、各種の経済的支援を行います。

※28：プレ(Pre)は「～の前の」、コンセプション(Conception)は「受精」。ケア(Care)は健康への配慮。男女が将来の妊娠や出産に向け、正しい知識を得て健康管理を行うこと。

※29：家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者。

※30：親が就労していなくても時間単位などでこどもを預けられるようにする通園制度。

2-2 学校教育

● 現状と課題

わが国では、令和5年度に、第4期教育振興基本計画を策定し、持続可能な社会の創り手の育成、日本社会に根差したウェルビーイングの向上をコンセプトに、これからの社会を見据えた教育の振興に取り組んでいます。

現在、本町には、こども園・小学校・中学校がそれぞれ1校あります。本町では、これまで、町独自の小学校・中学校入学祝金の支給や給食費の無償化、高等学校等への通学費の助成などの経済的支援をはじめ、こども園・小学校・中学校の連携強化、確かな学力・豊かな心・健やかな体からなる「生きる力」の育成を重視した教育内容の充実など、次代を担うこどもたちの育成に向けた取り組みを積極的に進め、充実した教育環境にあります。

しかし、今後、グローバル化・デジタル化の一層の進展をはじめ、社会環境はさらに大きく変化することが予想され、こうした社会の中で、多様な人々と協働し、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手になるようなこどもたちを育成していくことが求められています。

このため、こどもたちが安全・安心・快適に学ぶことができるよう、学校施設・設備の整備を進めるとともに、「生きる力」の育成に向けた教育内容の一層の充実、地域とのさらなる連携強化など、総合的な教育環境の向上を進めていく必要があります。

● 主要施策

《2-2-1 学校施設・設備の整備》

- ①小学校の施設・設備等の更新を計画的に進めます。
- ②老朽化した学校給食センターの施設・設備等の更新を計画的に進めます。
- ③デジタル機器の計画的な更新をはじめ、教育内容の充実に即した設備や教材・教具の整備を図ります。



《2-2-2 「生きる力」の育成に向けた教育内容の充実》

- ①人格形成の基礎を培う幼児期の教育の重要性を踏まえ、こども園における幼児教育の充実を図ります。
- ②こども園・小学校・中学校の連携を強化し、架け橋期^{※31}の教育の充実や「小1プロブレム」・「中1ギャップ」の解消に努めます。
- ③基盤的な学力の確実な定着に向け、読解力や書く力の向上に向けた取り組みの推進、支援員や教科担任制など人的配置の充実を図ります。
- ④豊かな心の育成に向け、道徳教育をはじめ、人権教育や福祉教育の充実、読書活動の推進に努めるとともに、本町に戻り、本町を担う人材を育てるため、町の教育資源を生かした郷土への理解と誇りを育む教育の充実を図ります。いじめや不登校などの心の問題に対しては、適切な相談・支援を行うほか、スペシャルサポートルーム^{※32}の充実・活用を図ります。
- ⑤健やかな体の育成に向け、体育・健康教育や食育の充実、学校給食の充実を図ります。
- ⑥グローバル化・デジタル化、地球環境問題に対応できる人材の育成に向け、英語教育や国際理解教育の充実、デジタル化に即した教育、環境教育の充実を図ります。
- ⑦支援を必要とする児童・生徒が適切な教育支援を受けられるよう、特別支援教育の充実を図ります。
- ⑧教職員の指導力の向上に向け、研修・研究活動を支援するとともに、教職員の働き方改革を進めます。

《2-2-3 地域との連携強化》

- ①地域とともにある学校づくりに向け、コミュニティ・スクール^{※33}の導入について検討・推進します。
- ②地域における指導者や運営組織の確保等を図りながら、中学校部活動の地域展開を円滑に進めます。

《2-2-4 学校教育に関する経済的支援の推進》

学校教育に関する保護者の経済的負担を軽減するため、町独自の小学校・中学校入学祝金の支給や給食費の無償化、高等学校等への通学費の助成をはじめ、各種の経済的支援を行います。

※31：幼児教育と小学校教育をつなげる重要な時期である、5歳児～小学校1年生の2年間。

※32：不登校や教室に入るのが難しい児童・生徒が安心して過ごせる場所。

※33：学校運営協議会制度。「地域とともにある学校」を目指し、学校と地域住民等が協力して学校の運営に取り組む仕組み。

2-3 生涯学習

● 現状と課題

人生100年時代やデジタル社会を迎える中、一人ひとりが、生涯にわたって学び、活躍できる環境づくりや、地域コミュニティの基盤を支える学習活動の促進がますます重視されてきています。

本町では、これまで、社会教育振興計画を策定し、中央公民館や図書館を拠点に、町民の学習ニーズに即した各種の講座・教室の開設や関連事業の実施、学習情報の提供、青少年の健全育成に関する事業の推進、読書環境の充実、社会教育団体の支援等を行ってきました。

このような中、町民の自主的な学習活動が行われていますが、社会環境の変化に伴いますます多様化・高度化する学習ニーズへの対応が課題となっているほか、講座・教室への参加者の減少や固定化、青少年を取り巻く環境の変化、学習活動の拠点である中央公民館の老朽化といった状況もみられ、その対応が求められています。

今後は、このような状況を踏まえ、各世代の学習ニーズ等を踏まえた特色ある学習プログラムの提供をはじめ、次代を担う青少年の健全育成に関する取り組み、町民の読書活動を促進する環境づくり、中央公民館の整備等を進めていく必要があります。





● 主要施策

《2-3-1 生涯学習推進体制の充実》

町の実情に即した生涯学習を総合的・計画的に進めるため、社会教育振興計画の見直しを行います。

《2-3-2 特色ある学習プログラムの提供》

社会環境の変化や各世代の学習ニーズの的確な把握、指導者やボランティアの育成・確保を行いながら、特色ある講座・教室、関連事業の企画・開設を図るとともに、広報紙やホームページ、SNS^{※34}等の様々な情報媒体を活用し、情報発信を行います。

《2-3-3 青少年の健全育成に向けた取り組みの推進》

- ①町一体となった青少年健全育成活動を推進するため、その中心となる青少年育成町民会議の機能強化を図ります。
- ②多様な体験や人間関係をとおして豊かな人間性を育むため、少年の主張大会や音楽鑑賞会、親子参加型事業など、青少年のイベント、体験・交流活動、ボランティア活動等への参加機会の拡充を図ります。

《2-3-4 図書館の充実》

図書館について、町民の生涯学習を支援する基盤施設として、読書活動の推進や学習機会の提供のため、レファレンスサービスの充実や郷土資料・蔵書の充実、各種交流事業の推進など、さらなる機能強化を進めます。

《2-3-5 中央公民館の整備》

中央公民館について、老朽化が進んでいることから、今後のあり方を検討します。

《2-3-6 社会教育団体の活動支援》

町民主体の学習活動・地域づくり活動等の一層の活発化に向け、社会教育団体の活動支援を行います。

※34：ソーシャルネットワーキングサービス。共通の趣味を持つ人たちとの交流を目的としたサービスの総称。

2-4 スポーツ

● 現状と課題

わが国では、令和7年度に、14年ぶりにスポーツ基本法を改正し、スポーツの力をウェルビーイングの向上や多様な社会課題の解決に生かすことなどを目指し、スポーツ施策の一層の強化を進めています。

本町では、これまで、スポーツの振興に向け、体育協会を中心とするスポーツ団体の活動支援や各種スポーツ教室・大会の開催を図ってきたほか、各スポーツ施設の維持管理・改修を計画的に推進し、町民が利用しやすい施設環境づくりに努めてきました。

しかし、近年、少子化等に伴い、スポーツ活動への参加者の減少や固定化、スポーツ団体の減少が進んでいるほか、生活の利便性の向上等により、日常生活において身体を動かす機会が減少してきていることも指摘されています。また、町民体育館等のスポーツ施設の老朽化への対応も課題となっています。

このため、スポーツ団体の活動支援や指導者の確保、ニュースポーツから競技スポーツまで年齢や体力に応じた多様なスポーツの普及に努めるとともに、各スポーツ施設の老朽化対策を進めていく必要があります。





● 主要施策

《2-4-1 スポーツ団体等の活動支援》

- ①町民主体のスポーツ活動の活発化に向け、体育協会及びその加盟のスポーツ団体・スポーツ少年団の活動支援に努めます。
- ②多様化する町民ニーズに対応できるよう、スポーツ推進委員の確保と活動支援に努めます。

《2-4-2 多様なスポーツ活動の普及促進》

- ①町民のスポーツへの関心を高めるため、スポーツに関する広報・啓発活動や情報提供を行います。
- ②スポーツ推進委員や体育協会、各種スポーツ団体と連携し、各種スポーツ教室やスポーツ大会の内容充実を図り、参加促進に努めます。特に、だれもが気軽に楽しめるニュースポーツの普及に努めます。
- ③町民の競技力の維持・向上、競技スポーツの振興に向け、広域的な大会に出場する場合の激励金・補助金の交付や優秀選手の表彰などを行います。

《2-4-3 スポーツ施設の整備充実》

老朽化への対応や安全性の向上、町民が利用しやすい施設環境づくりに向け、各スポーツ施設の整備充実を計画的に推進します。

2-5 文化芸術・文化遺産

● 現状と課題

文化芸術は、人々に喜びや感動をもたらすとともに、人と人が理解し合う機会を提供し、住民生活の向上やともに生きる社会づくりにつながるものであり、地域活性化に欠かせない重要な要素です。本町では、文化芸術の振興に向け、文化芸術団体の活動支援を行っているほか、文化祭・芸能祭などの文化行事を開催しています。

しかし、近年、少子化等に伴い、文化芸術活動への参加者の減少や固定化、文化芸術団体の減少といった状況もみられ、今後は、幅広い年代の町民が気軽に文化芸術にふれ、楽しみ、活動できる環境づくりを一層進めていくことが必要です。

また、文化財は、長い歴史の中で生まれ、守り伝えられてきた地域の貴重な財産です。

本町は、三百有余年の歴史を誇る花火大会が開催される「花火の里」であるとともに、「吉田肉腫」を発見し、今日のがん研究の基礎を築いた世界的病理学者である吉田富三博士が生まれたまちであり、吉田富三記念館が整備されています。さらに、福島県では唯一の即身仏であり、国立科学博物館でも展示された、弘智法印宥貞という住職の即身仏が、小貫地区の貫秀寺薬師堂に安置されています。

これらは、本町ならではの文化遺産であり、本町の歴史や伝統文化を内外に発信するだけでなく、生涯学習拠点、観光・交流拠点としても大きな役割を担っています。

今後とも、文化財の適正な保存・活用、展示等に努めるとともに、花火や吉田富三記念館、即身仏などのまちづくりへの一層の活用を進めていく必要があります。





● 主要施策

《2-5-1 文化団体等の活動支援》

町民主体の文化芸術活動の活発化に向け、文化芸術団体の活動支援に努めます。

《2-5-2 文化芸術の発表・鑑賞機会の充実》

文化芸術の発表機会と鑑賞機会の充実に向け、文化芸術団体と連携し、文化祭や芸能祭をはじめとする多様な文化行事の企画・開催を図るほか、公共施設への作品の展示等を行います。

《2-5-3 文化財の保存・活用》

- ①文化財保護条例に基づき、有形文化財の適正な保存・活用に努めるとともに、伝統行事などの無形文化財についても、関係団体の活動支援等により保存・伝承に努めます。
- ②町指定文化財の補修等が必要となった場合は、文化財の管理又は補修事業補助金を活用し、補修を行います。
- ③貴重な文化財の保存・活用・展示施設として、歴史民俗資料館の維持・活用に努めます。

《2-5-4 伝統文化・地域資源の充実と活用》

- ①吉田富三記念館について、本町ならではの文化施設として、また生涯学習拠点、観光・交流拠点として、老朽化に対応した施設・設備の整備充実を計画的に進めながら、記念館が行う展示内容の充実や学校教育への活用、情報発信などを支援していきます。
- ②花火や貫秀寺の即身仏、町を一望できる城山公園などについても、本町ならではの伝統文化・地域資源として、町内外への情報発信や観光的活用等に努めます。

第3章 安全で環境にやさしいあさかわ

3-1 消防・防災

● 現状と課題

福島県における火災発生件数は、令和5年以降、減少傾向にありますが、火災による死者の多くが高齢者で、その対策の強化が求められています。

本町の消防体制は、常備消防として須賀川地方広域消防組合の石川消防署浅川分署、非常備消防として浅川町消防団があり、互いに連携しながら地域消防・防災に大きな役割を果たしています。

浅川分署については、令和5年度に、老朽化に対応した大規模改修を行いました。大規模災害に備えた消防体制の維持・充実が求められているほか、消防団についても、団員確保の困難さや団員の高齢化などの問題がみられ、その活性化が求められています。

施設・装備面についても、防火水槽・消火栓等の消防水利の整備充実、老朽化した消防車両や装備品の計画的更新が必要となっています。

このため、常備消防・救急体制の充実や消防団の維持・充実に向けた取り組み、消防施設・装備全般の整備充実を進めていく必要があります。

また、近年、全国各地で地震や台風、線状降水帯の発生などによる大規模な自然災害が相次いで発生しており、災害からの安全性の確保が強く求められています。

本町では、これまでの災害から得た教訓を踏まえ、地域防災計画等の見直しを行いながら、町民の防災意識の啓発や災害時の情報伝達体制の充実、避難支援体制の整備をはじめ、各種の防災・減災対策を進めてきました。

しかし、災害は、いつ発生するかわからないうえ、近年は想定外の事態に見舞われることも多いため、今後も、近年の大規模災害の教訓や、これらに対する国・県の動向、そして本町の地域特性等を十分に踏まえ、地域防災計画等を適宜見直しながら、総合的な防災・減災体制の確立を進めていく必要があります。



● 主要施策

《3-1-1 常備消防・救急体制の充実》

須賀川地方広域消防組合石川消防署浅川分署による常備消防・救急体制の維持・充実に向け、広域的連携のもと、職員の資質の向上や施設・装備の整備充実を計画的に進めます。

《3-1-2 消防団の活性化》

消防団の活性化に向け、消防団活動に対する町民の理解と協力を求めながら、地域の実情や時代に即した組織づくり、団員の確保対策の強化や資質の向上を進めます。

《3-1-3 消防施設・装備の整備充実》

老朽化や能力不足等の状況に応じ、防火水槽や消火栓等の消防水利の修繕・新設、消防施設・車両や各種装備の更新を計画的に推進します。

《3-1-4 総合的な防災体制の確立》

- ①災害に強いまちづくりを総合的・計画的に進めるため、地域防災計画や国土強靱化地域計画をはじめ、各種防災関連計画・マニュアル・ハザードマップ※35の見直しを適宜行います。
- ②防災行政用無線やホームページ、SNS、緊急速報メール等の活用による災害時の情報伝達体制の強化・多重化をはじめ、高齢者や障がい者など避難に支援を要する町民の支援体制の充実、備蓄施設の整備充実及び備蓄品の更新、避難場所・避難経路の周知徹底、さらには他自治体や民間企業・団体との協力体制の維持・充実を図ります。

《3-1-5 防火・防災意識の高揚と自主的な防災活動の支援》

町民の防火・防災意識の高揚と地域ぐるみの防火・防災体制の確立に向け、広報・啓発活動の推進や防火・防災訓練の実施を図るとともに、自主防災組織の活動支援に努めます。

《3-1-6 治山・治水対策の促進》

土砂災害危険箇所等の把握・周知を行いながら、関係機関と連携し、河川の改修や適正管理、急傾斜地の崩壊防止など、治山・治水対策を促進します。

※35：想定される災害の範囲や危険箇所、避難場所等を地図上に示したものの。

3-2 交通安全・防犯

● 現状と課題

近年、福島県における交通事故発生件数は微増傾向にあるとともに、交通事故による死者の多くが高齢者となっており、その対策の強化が求められています。

本町では、警察をはじめとする関係機関・団体と連携し、交通安全教育や啓発活動を推進し、官民一体となって交通安全意識の高揚に努めるとともに、交通安全施設の整備等に努めています。

このような取り組みにより、本町における交通事故は少ない状況にありますが、死亡事故が発生する年もあることから、今後とも、だれもが交通事故を起こさない・交通事故にあわない環境づくりに向け、子どもや高齢者を中心とした交通安全意識の啓発や交通安全施設の整備・更新を着実に進めていくことが必要です。

また、近年、福島県における刑法犯罪認知件数は減少傾向にあり、このうちの7割以上が窃盗犯となっています。

本町では、警察をはじめとする関係機関・団体と連携し、街頭指導・啓発をはじめ、各種防犯・地域安全活動を展開しています。

今後、高齢化や核家族化のさらなる進行等に伴い、地域の犯罪防止機能の低下も懸念されることから、防犯意識の高揚や防犯体制の強化に努めるとともに、犯罪をした人が再び犯罪を起こさない環境づくりに努める必要があります。

さらに、消費者を取り巻く環境が大きく変化する中、特殊詐欺や悪質商法による被害をはじめ、消費者トラブルが後を絶たない状況にあります。

本町では、県等の関係機関と連携し、パンフレットの配布による消費者への情報提供や、町内行事等の場での啓発用品の配布による啓発活動を推進しているほか、広域的に開設している石川地方消費生活相談室において消費者の相談に対応していますが、今後とも、町民が被害を受けることのないよう、消費者意識の高揚と相談体制の維持・充実に努める必要があります。



● 主要施策

《3-2-1 交通安全対策の推進》

- ①関係機関・団体と連携し、高齢者に対する交通安全指導をはじめ、広報・啓発活動や交通安全運動期間の集中啓発活動を推進するとともに、小学生への夜光反射材のランドセルカバー、新入学児童への啓発品を配布し、町民の交通安全意識の高揚に努めます。
- ②町道について、カーブミラーなどの交通安全施設の整備・更新を図るとともに、国・県道についても、交通安全施設の整備・更新を関係機関に要請していきます。

《3-2-2 防犯対策の推進》

- ①関係機関・団体と連携し、防犯にかかわる街頭指導や広報・啓発活動を推進するとともに、パトロール活動など地域ぐるみの防犯・地域安全活動の促進に努めます。
- ②防犯環境の向上に向け、防犯灯の設置・修繕を進めるとともに、必要に応じて防犯カメラの設置を図ります。

《3-2-3 再犯の防止に向けた取り組みの推進》

犯罪をした人が再び犯罪を起こさないようにし、安全で安心して暮らせる社会をつくるため、関係機関・団体と連携し、犯罪をした人の円滑な社会復帰を支援する取り組みや、地域の理解を深める啓発活動を進めます(本主要施策は、「再犯の防止等に関する法律」に基づく地方再犯防止推進計画として位置づけます)。

《3-2-4 消費者対策の推進》

消費者トラブルの未然防止と発生後の適切な対応に向け、県等の関係機関との連携、広域的連携のもと、消費生活に関する広報・啓発活動や情報提供を効果的に推進するとともに、石川地方消費生活相談室の周知に努めます。

3-3 環境保全・環境衛生

● 現状と課題

世界各国でゼロカーボンの動きが本格化し、わが国においても、令和32年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする目標を掲げています。

本町では、これまで、良好な環境の保全と創造に向け、町民の環境保全活動の促進や公害等環境汚染の未然防止等に努めてきたほか、地球温暖化対策実行計画(事務事業編)及び同計画(区域施策編)を策定し、町の事務事業及び町全域における温室効果ガスの排出削減を進めてきました。

また、令和5年度には、「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、目標を見据え、地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を見直したほか、令和6年度には、再生可能エネルギー導入計画を含め、同計画(区域施策編)を見直し、脱炭化に向けた取り組みを加速させています。

今後は、これらの計画等に基づき、身近な地域環境から地球環境までを視野に入れた環境・エネルギー施策を積極的に推進し、脱炭素社会の実現、だれもが住みたくなる美しいまちづくりを進めていく必要があります。

また、廃棄物の発生抑制と資源の循環利用を基本とした持続可能な循環型社会の形成が求められています。

本町のごみ処理は、石川地方生活環境施設組合によって広域的に行っており、石川町に設置された「きららクリーンセンター」で処理及びリサイクル等を行っています。

本町では、これまで、広報・啓発活動の推進や資源集団回収の支援等を通じてごみの分別排出や減量化、リサイクル等の促進に努めてきたほか、不法投棄対策も進めてきました。

このような中、1人あたりのごみの排出量は減少傾向にありますが、可燃ごみと不燃ごみの混入等の状況もみられ、ごみ分別の一層の徹底やさらなる減量化・リサイクルの促進が求められる状況にあるとともに、不法投棄も後を絶たず、対応の強化が課題となっています。

このため、広域的なごみ収集・処理体制の充実を進めるとともに、ごみの減量化や5R^{※36}の促進、不法投棄の防止等に一層積極的に取り組み、循環型社会の形成を進めていく必要があります。

また、し尿処理についても、石川地方生活環境施設組合によって広域的に行っており、石川町に設置されたし尿処理施設で処理等を行っています。今後とも適正な収集・処理に努める必要があります。

火葬場や墓地については、石川地方生活環境施設組合によって石川町に設置された火葬場と墓地がありますが、今後とも、広域的連携のもと、適正管理に努める必要があります。

※36：リフューズ(不要物を受け取らない、買わない)・リデュース(消費を抑える、ごみを減らす)・リユース(再使用する)・リペア(修理して使えるようにする)・リサイクル(資源として再利用する)。



● 主要施策

《3-3-1 「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた取り組みの推進》

- ①地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき、公共施設の照明のLED化や公用車への電動車の導入、太陽光発電・蓄電池システム等の再生可能エネルギー設備の設置、職員の省エネ行動の実践など、行政が率先して温室効果ガスの排出削減に向けた取り組みを進めます。
- ②地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に基づき、一般住宅・事業所における太陽光発電・蓄電池システム等の再生可能エネルギー設備の設置支援や町民・事業者の省エネ行動の促進など、町(区域)全体での温室効果ガスの排出削減に向けた取り組みを進めるとともに、自然災害や農林業、健康などの各分野における気候変動適応策を実施します。

《3-3-2 地域環境の保全》

- ①町内河川の水質汚濁の現況把握と水質保全のため、町独自の水質検査を定期的を実施します。
- ②美しく快適な居住環境づくりに向け、全町クリーンアップ作戦やごみ拾いをはじめ、地域住民による環境美化活動を促進します。

《3-3-3 環境保全に関する啓発・教育の推進》

町民の環境保全意識の高揚に向け、広報・啓発活動や学校教育・生涯学習などを通じ、環境教育・学習を推進します。

《3-3-4 ごみ収集・処理体制の充実》

- ①広報・啓発活動の推進等により、分別排出の徹底を促すとともに、環境美化指導員など地域住民の協力を得て、環境改善活動を推進します。
- ②広域的連携のもと、石川地方生活環境施設組合の一般廃棄物処理施設及び最終処分場の適正管理を行うとともに、次期最終処分場について、令和14年度の供用開始に向けた取り組みを段階的に進めていきます。

《3-3-5 ごみ減量化・5Rの促進》

広報・啓発活動の推進や生ごみ処理機の設置支援、資源集団回収の支援等を行うとともに、廃棄物減量等推進審議会の提言に基づき、ごみ減量化・5Rを促進します。

《3-3-6 ごみの不法投棄の防止》

ごみの不法投棄の防止と早期発見に向け、関係機関と連携し、パトロールを定期的の実施するとともに、必要に応じて不法投棄防止看板・カメラを設置するなど、監視体制の強化を図ります。

《3-3-7 し尿収集・処理体制の充実》

広域的連携のもと、石川地方生活環境施設組合によるし尿収集・処理体制の維持・充実に努め、引き続き円滑な処理を行います。

《3-3-8 火葬場・墓地の適正管理》

広域的連携のもと、石川地方生活環境施設組合による火葬場・墓地の適正な維持管理・運営に努めます。

3-4 上下水道

● 現状と課題

上水道は、人々の生活に一日も欠かせない重要なライフラインですが、全国的に給水人口の減少による料金収入の減少、老朽化した施設の更新費用の増大といった問題を抱えており、持続可能な上水道事業の構築が大きな課題となっています。

本町では、これまで、水源の確保や、浄水施設や配水施設、水道管をはじめとする上水道施設の整備・改修を計画的に進め、安全・安心でおいしい水の安定供給に努めてきましたが、本町においても、人口減少による給水人口の減少、これに伴う料金収入の減少といった状況がみられる一方、多くの施設が老朽化し、その更新にかかる費用が増大しており、上水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

このような状況の中、将来にわたって健全経営を維持し、生活に欠かせない水を安定的に供給していくためには、施設の統廃合や縮小等を視野に入れながら、老朽施設の更新を進めるとともに、経営の一層の効率化を進め、持続可能な水道の実現を目指していく必要があります。

一方、下水道は、美しく快適な生活環境づくりや河川等の公共用水域の水質保全をはじめ、多面的な機能を持ち、人々の生活に大きな役割を果たしています。

本町では、下水道事業（公共下水道事業、農業集落排水事業、花火の里ニュータウン汚水処理事業）と合併処理浄化槽設置整備事業により下水・生活排水の処理を行っています。

下水道事業については、施設整備はほぼ完了しており、今後は、公共下水道施設の早期整備完了、整備された下水道施設の適正管理・長寿命化、未接続世帯の接続の促進が必要となっています。

下水道事業の対象区域外においては、合併処理浄化槽の新設や単独浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を支援していますが、今後とも、その必要性に関する啓発活動等を行いながら、普及を促進していく必要があります。



● 主要施策

《3-4-1 水源の確保》

水源(深井戸)の定期的な点検と適正管理を行い、延命化に努めるとともに、水量の減少や老朽化等を踏まえ、必要に応じて、新設あるいは更新を進めます。

《3-4-2 上水道施設の整備》

持続可能な上水道の実現に向け、施設の老朽化や災害時への備え、水質管理の充実、ダウンサイジング^{※37}による事業の効率化などを総合的に勘案しながら、上水道施設の整備・改修を計画的・効率的に進めます。

《3-4-3 節水意識の高揚と上水道事業への理解の促進》

限りある水資源を有効に活用するため、節水意識の高揚、上水道事業に対する理解と協力を促すための広報・啓発活動を行います。

《3-4-4 下水道事業の推進》

- ①公共下水道施設について、残された区域の整備(汚水に関する施設整備)を効率的に推進し、早期完了に努めるとともに、豪雨時における浸水被害の防止・軽減に向け、雨水排水路の整備を進めます。
- ②下水道施設について、整備された施設の適正な維持管理・長寿命化を計画的・効率的に進めるとともに、広報・啓発活動等を行い、未接続世帯の接続を促進します。

《3-4-5 合併処理浄化槽の設置促進》

引き続き補助制度による支援とその周知を積極的に行い、合併処理浄化槽の新設や単独浄化槽・汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

《3-4-6 上下水道事業経営の効率化》

持続可能な上下水道事業経営の推進に向け、施設の管理・運営体制の見直しや経費の節減、利用料金の適正化など、経営の効率化に向けた取り組みを進めます。

※37：コストの削減や事業の効率化を目的に、規模(サイズ)を小さくすること。

3-5 公園

● 現状と課題

公園は、緑豊かな住環境の形成や住民のいこい・ふれあいの場の創出、こどもの遊び場の確保、災害時の避難場所の確保など、多面的な機能を持つ重要な施設であり、住民生活に密接に結びついています。

本町には、城山公園として親しまれている青葉城跡をはじめ、弘法山公園、農村公園、児童公園などがあり、多くの人々に利用されています。

本町では、これまで、城山公園のトイレの改築や弘法山公園の駐車場の整備、農村公園・児童公園の遊具の点検・改修等を行い、利用者に親しまれる安全な公園づくりを進めてきました。

しかし、公園施設・設備の老朽化が進む中、引き続き定期的な点検と適正な維持管理が求められているほか、大きな公園がない本町では、大規模な公園の整備を求めるニーズも高まっています。

このため、既存公園の維持管理の充実に努めるとともに、多くの人々が利用できる大規模な公園の整備について検討・推進していく必要があります。

また、本町では、緑化推進事業として、緑の募金の協力依頼を行い、募金実績をもとに算出された交付金を緑化推進のために交付しているほか、町内の各行政区や小・中学校、企業等に花の苗を配布し、花いっぱい運動を展開しています。

今後も、花と緑あふれる快適な環境づくりに向け、これらの取り組みを効果的に推進していく必要があります。

● 主要施策

《3-5-1 既存公園の適正管理》

町民の身近ないこい・ふれあい場、こどもの遊び場の確保、安全性の確保と利用の促進に向け、既存公園施設・設備の定期的な点検・改修を行うとともに、町民や町民団体との協働による維持管理に努めます。

《3-5-2 新たな公園整備の検討・推進》

山林等を利活用し、子育て世代をはじめ、町内外の多くの人々が訪れ、キャンプやグランピング※38等も行えるような複合的な機能を持つ大規模な公園の整備について検討・推進します。

《3-5-3 緑化の推進》

花と緑あふれる快適な環境づくりに向け、緑の募金事業の周知と活用、町ぐるみの花いっぱい運動の展開に努めます。



※38：「グラマラス(Glamorous)」と「キャンピング(Camping)」を組み合わせた造語で、ホテルのような豪華で快適なサービスを受けながらキャンプができるアウトドスタイル。

第4章 豊かで活力あふれるあさかわ

4-1 農林業

● 現状と課題

わが国では、令和7年度に、新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定し、農業・農村が抱える様々な問題を解決するため、初動5年間で農業の構造転換を集中的に進める方針を示しています。

本町は、古くから農業を基幹産業として発展し、現在、米づくりを主体に、そ菜や花きの栽培、畜産などが営まれています。特に、本町の主産物である米については、化学肥料や農薬を低減して栽培される「浅川の優味米」のブランド化を図るため、知名度向上と消費拡大に努めています。

本町では、これまで、様々な農業振興施策を積極的に進めてきましたが、農業情勢が厳しさを増す中、担い手の減少や高齢化、後継者不足、これらに伴う耕作放棄地の増加など、様々な問題が表面化しています。

このような中、基幹産業である農業を今後も継続させていくとともに、豊かな農村環境・田園風景を維持・保全していくためには、地域単位での話し合いを促進し、人と農地の問題を解決しながら、稲作・畜産・そ菜生産を柱とした多面的な支援施策を進めていく必要があります。

一方、森林は、木材の生産だけでなく、水源のかん養や山地災害の防止などの多面的な機能を持ち、人々の生活と深く結びついています。

本町には、東部の山間・丘陵地を中心に森林が広がっていますが、生産手段としての活用はほとんど行われていません。

今後は、森林の持つ多面的な機能の維持・発揮に向け、森林の保全・育成等に努める必要があります。

● 主要施策

《4-1-1 農業を担う多様な担い手の育成・確保》

- ①関係機関と連携し、次代の本町の農業を担う認定農業者の育成・確保を図るとともに、営農組織化や法人化を促進します。
- ②関係機関による支援制度の周知と活用促進、移住・定住施策との連動により、新規就農者や農業後継者の育成・確保を図ります。
- ③多様な担い手の確保に向け、農福連携の仕組みづくりや農業外の企業の参入等について検討していきます。

《4-1-2 米の需給調整の推進》

- ①経営所得安定対策への加入を促進し、主食用米の生産過剰を抑制することで販売価格の下落を防ぎ、農家の収入の安定を図ります。
- ②振興作物や飼料用米等の生産を支援し、米の需給調整への取り組みを促進します。



《4-1-3 農業・農村機能の維持》

- ①「地域計画^{※39}」にかかる話し合いや中山間地域支払い、多面的機能支払いへの取り組みなど、農村の多面的機能を維持する取り組みを支援します。
- ②効率的な耕作が行えるよう、農地の集積を促進するとともに、関係機関と連携し、農地基盤整備事業を進めます。
- ③農道や用排水路等の維持管理や災害時の復旧工事により、農村の安全確保と良好な景観づくりを行います。

《4-1-4 持続可能な農業の実現》

- ①畜産においては、「いしかわ牛」のブランドの確立と地域での普及の支援、安定生産に向けた優良肉用牛の導入支援を行うとともに、飼料の地産地消やコスト削減、肉質の向上に向け、飼料用米や稲WCS^{※40}などの需給飼料の生産拡大を促進します。
- ②稲作・そ菜生産においては、省力化や高品質生産に向けたスマート農業や気候変動に適應した農業生産方式の導入、農作物の安全・安心の確保に向けた取り組みを支援します。
- ③農産物加工品の製造・販売など、農業の6次産業化^{※41}を促進します。

《4-1-5 農業を通じた交流の展開》

グリーン・ツーリズム^{※42}や農業体験等を通じて、他地域との交流に向けた取り組みを推進します。

《4-1-6 森林の保全・育成と活用》

- ①森林の持つ多面的な機能の維持・発揮に向け、森林環境譲与税等を活用しながら、適切な森林施策等を促進し、森林の保全・育成に努めます。
- ②町民が森林の役割を理解し、森林づくりに参画するよう、県の森林環境交付金等を活用しながら、環境教育・学習の場としての森林の利用に努めます。

※39：令和5年度に改正された農業経営基盤強化促進法に基づき、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する計画(前身は「人・農地プラン」)。

※40：Whole Crop Silage(稲発酵粗飼料)。稲の実と茎葉を同時に収穫し発酵させた牛の飼料。

※41：第1次産業である農業が、生産だけにとどまらず、加工品の製造・販売やサービスの提供など、第2次産業や第3次産業まで踏み込むこと。

※42：農山村における滞在型の余暇活動。

4-2 商工業

● 現状と課題

商業は、人々の日常生活を支えるだけでなく、地域のにぎわいを生み出すものとして、まちづくりにおいて重要な位置づけにあります。人口減少の進行やネットショッピングの普及等に伴い、全国的に地域商業の衰退が進み、その再生が大きな課題となっています。

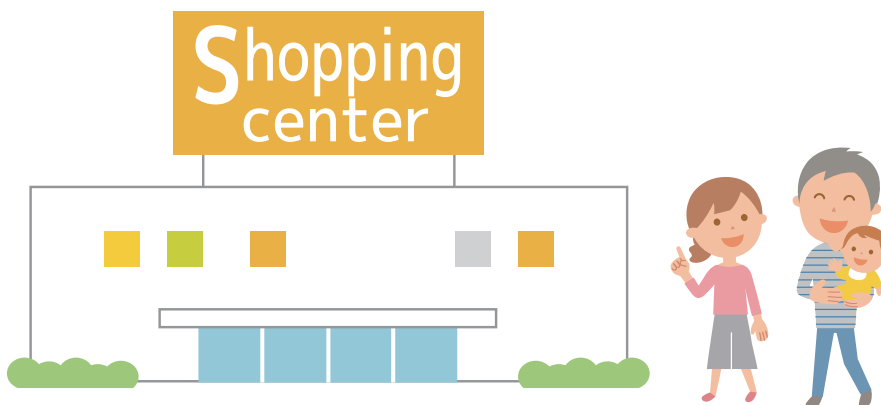
本町の商業は、古くから小売業を主体に営まれ、町民の日々の暮らしを支えてきましたが、全国的傾向と同様に、購買力の流出が進み、高齢化や後継者不足とも相まって、空き店舗が増加するなど、一層厳しい状況になってきています。

このため、商工会と連携し、商業経営の継続・安定化に向けた支援を行うとともに、一般県道磐城浅川停車場線の開通を踏まえ、商店街の再生整備についての検討を進めていく必要があります。

一方、工業は、地域経済の活性化や雇用の創出につながる重要な産業であり、地域活性化や人々の移住・定住に大きな役割を果たしています。

本町の工業は、浅川南工業団地における立地企業を中心に展開されており、これまで町民所得の向上と雇用機会の確保に貢献してきましたが、多くが中小企業・小規模企業という形態であり、地方産業・経済が停滞する中、取り巻く情勢は厳しさを増しています。

このため、商工会と連携し、既存企業の経営の継続・安定化を支援し、留置に努めるとともに、新規企業の立地を促していく必要があります。





● 主要施策

《4-2-1 商工業事業所の継続・承継、新規創業の支援》

商工業事業所の事業継続・事業承継や新規創業を促進するため、商工会や金融機関等と連携し、情報提供や助言等を行うとともに、各種融資制度の周知と活用を促進します。

《4-2-2 商店街の再生整備の検討・推進》

一般県道磐城浅川停車場線の開通を踏まえ、駅前を中心としたにぎわいの場の創出を図るため、町民や商業事業者、商工会など多様な主体と連携し、商店街の再生整備について検討し、実現化に向けた取り組みを段階的に進めていきます。

《4-2-3 新規企業の立地促進》

新たな活力の創造と雇用機会の拡充を目指し、本町の優位性等に関する情報発信・PR活動を行いながら、関係機関と連携して効果的な誘致活動を展開し、新規企業の立地を促進します。

《4-2-4 商工会の運営支援》

商工業の振興に向けた各種活動の一層の活発化に向け、商工会の運営支援を行います。

4-3 観光・レクリエーション

● 現状と課題

コロナ禍により落ち込んでいたわが国の観光は、令和5年以降急速に回復しています。このような中、国は持続可能な観光の推進と地方誘客に力を入れ、観光立国の再構築を進めています。

本町の観光・レクリエーション資源は、三百有余年の歴史を誇る花火大会が中心となっており、毎年8月16日に行われる花火大会では、浅川花火の代名詞である「大地雷火」をはじめ、大小数千発の花火が打ち上げられ、町内外から3万人以上の人々が訪れます。また、大晦日には除夜の花火と称して、花火108発が打ち上げられているほか、四季彩華と称して、四季を通じて花火を打ち上げるプロジェクトにより、春には夜桜花火、秋には秋の刈上げ豊秋花火が打ち上げられています。

このほかにも、町を一望できる城山公園や、本町に生まれ、今日のがん研究の基礎を築いた世界的病理学者である吉田富三博士にかかわる様々な資料を展示した吉田富三記念館、県内では唯一の即身仏であり、国立科学博物館でも展示された貴秀寺の即身仏などがありますが、年間を通じて多くの観光客を呼び込める状況にあるとはいえません。

このように、本町は観光・レクリエーション資源が豊富にあるとはいえませんが、観光・レクリエーションは、地域のイメージアップにつながるとともに、人の流れを生み出し、地域の活性化や移住・定住を促す側面を持っていることから、今後は、町の魅力の向上や地域活性化、観光・レクリエーションから移住・定住への展開といった視点に立ち、既存資源の磨き上げを中心に、本町の地域性に即した観光・レクリエーション機能の強化を進めていく必要があります。

● 主要施策

《4-3-1 「花火の里あさかわ」の磨き上げ》

- ①本町の魅力や独自性を高めるうえで最も重要な、花火に関する事業を維持し、さらに発展させていくため、事業の中心となる本町・荒町の両町青年会に対する支援を行います。
- ②商工会と連携し、花火大会に合わせて飲食物販売ブースやキッチンカーが出店する花火観覧イベント「あさかわ花火ビューイング」の充実を進めます。
- ③様々な情報媒体・手段を活用し、「花火の里あさかわ」の情報発信を積極的に行うとともに、ツアーの開催など、花火と関連づけた様々な事業の企画・実施に努めます。

《4-3-2 地域資源の有効活用》

花火とともに本町独自の地域資源である吉田富三記念館や貫秀寺の即身仏について、関係機関・団体と連携し、観光資源としての活用に努めます。

《4-3-3 広域観光体制の充実》

広域的連携のもと、広域観光ルートづくりや広域的なPR活動の展開等に努めます。



4-4 雇用対策

● 現状と課題

近年、わが国の雇用情勢は、失業率が低水準で推移するとともに、就業者数も増加傾向にあり、改善傾向にありますが、企業の採用意欲は鈍化しており、特に地方では人手不足が深刻化しています。

ハローワーク須賀川管内においても、求人数は徐々に増加し、雇用情勢は改善傾向にありますが、求人内容と求職者の希望が合致しない雇用のミスマッチといった問題もみられ、結果的に人手不足の状況に拍車をかけています。

本町においても、産業を取り巻く情勢が厳しさを増す中、魅力ある雇用の場の不足が指摘される一方で、少子高齢化の急速な進行や若者の町外流出等に伴い、町内事業所における労働力不足といった状況がみられます。

このため、今後は、本計画に掲げる各種の産業振興施策を積極的に推進し、魅力ある雇用の場の確保に努めるとともに、関係機関と連携し、情報提供をはじめ、町民の地元雇用につながる取り組みや、若者や女性にも選ばれる、働きやすく魅力ある職場環境づくりに向けた取り組みを進めていく必要があります。

● 主要施策

《4-4-1 町民の地元雇用の促進》

- ①若者をはじめとする町民の地元就職やU・Iターン等を促進するため、ハローワーク須賀川や石川地方職業相談室、町内事業所等と連携し、求人情報をはじめ、職業相談・訓練・セミナー等に関する情報の提供を行います。
- ②町内事業所への町民の雇用を促進するため、町内出身の新規学卒者を雇用した事業主に対して助成金を交付する新規学卒者雇用促進助成金交付制度の周知と活用促進に努めます。

《4-4-2 町内事業所の働き方改革の促進》

若者や女性にも選ばれる、働きやすく魅力ある職場環境づくりに向け、町内事業所に対し、働き方改革・職場改革に関する啓発活動・情報提供を行います。



第5章 発展への基盤が整ったあさかわ

5-1 道路・公共交通

●現状と課題

道路や公共交通は、住民生活や産業・経済活動をはじめ、様々な活動を支える重要な社会基盤であり、地域の発展に密接に結びついています。

本町の道路網は、令和7年4月現在、町の中央を南北に走る国道118号をはじめ、県道7路線（主要地方道3路線・一般県道4路線）、町道163路線によって構成されています。

また、本町周辺の高速度道路としては、東北自動車道と磐越自動車道、あぶくま高原道路が走っており、それぞれの最寄りのインターチェンジまで、町から車で30分～40分程度の距離にあり、県内の主要都市はもとより、首都圏へのアクセスにも恵まれています。

本町では、これまで、国・県道の整備を積極的に要請するとともに、町道網の整備を計画的に進め、令和6年度には、念願であったJR水郡線磐城浅川駅と国道118号を結ぶ一般県道磐城浅川停車場線が開通（本町工区）するなど、道路環境は着実に向上してきました。

今後とも、広域的なアクセスの向上や町内地域間の連携強化、安全性の一層の向上、そして町全体の発展可能性の拡大に向け、国・県道から町道に至るまで、町内道路網の整備を着実に進めていく必要があります。

また、本町の公共交通については、国道118号とほぼ並行して走るJR水郡線があり、町内に磐城浅川駅と里白石駅の2つの駅が設置されています。また、高齢者等の交通弱者を対象に、タクシー料金の助成事業を行っています。

今後は、JR水郡線の利用促進に向けた取り組みを進めながら、利便性向上、乗車率向上を図るとともに、将来を見据えた本町の公共交通のあり方について総合的・多角的に検討していく必要があります。



● 主要施策

《5-1-1 国・県道の整備促進》

国道118号の歩道の整備、一般県道磐城浅川停車場線の早期完成、主要地方道塙泉崎線の橋梁の新設、一般県道社田浅川線の一色地区のバイパス整備など、国・県道の整備を関係機関に積極的に要請していきます。

《5-1-2 町道等の整備と維持管理》

町民ニーズを踏まえながら、町道の整備及び橋梁の長寿命化を計画的・効率的に推進するとともに、町民との協働のもとに維持・補修等を進めます。

《5-1-3 鉄道交通の充実促進》

JR水郡線について、沿線自治体と県で構成する水郡線活性化対策協議会や、県内全自治体と県等で構成する福島県鉄道活性化対策協議会の活動に合わせ、利用促進に向けた多面的な取り組みを進めるとともに、ダイヤの改正など利便性の向上を要請していきます。

《5-1-4 公共交通のあり方の検討と充実》

地域特性や町民ニーズ等を十分に勘案し、将来を見据えた本町の公共交通のあり方について総合的・多角的に検討し、それに基づく取り組みを段階的に進めていきます。

5-2 住宅・宅地

● 現状と課題

快適で安全・安心な住まいを確保することは、人々が幸せな人生を送るための最も重要な条件であり、移住・定住を促進する大きな要素です。

本町の公営住宅は、町営住宅、定住促進住宅(みのわ団地)及び定住・移住促進住宅(滝ノ台団地)があり、令和7年4月現在、町営住宅が7団地119戸、定住促進住宅が1団地80戸、定住・移住促進住宅が1団地4戸となっています。

本町ではこれまで、居住環境の向上に向け、老朽化した町営住宅の用途廃止、修繕及び環境改善のための整備を行ってきましたが、耐用年数を超過した住宅と耐用年数の過半を経過した住宅が全体の約98%を占めており、これへの適切な対応が必要となっています。

このため、今後は、令和5年度に見直した公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した住宅については、用途廃止を進めるとともに、維持が必要な住宅については、修繕等を行い、長寿命化を図る必要があります。

また、本町では、耐震改修促進計画に基づき、木造住宅等の耐震診断・耐震改修を支援しているほか、生活環境改善サポート事業として、住宅のトイレの改修や段差の解消等の生活環境の改善を支援していますが、快適で安全・安心な居住環境づくりに向け、これらの取り組みを引き続き進めていく必要があります。

さらに、本町では、花火の里ニュータウンの分譲を進めていますが、分譲件数は伸び悩みの状況にあり、販売促進に関する取り組みの充実などが求められています。





● 主要施策

《5-2-1 公営住宅の適正管理》

- ①老朽化した町営住宅について、用途廃止、修繕及び環境改善のための整備を行います。
- ②定住促進住宅(みのわ団地)については、快適な居住環境の維持・向上に向け、適正な維持管理を行います。
- ③定住・移住促進住宅(滝ノ台団地)については、若い夫婦の移住・定住の促進に向け、住宅の増設について検討していきます。

《5-2-2 民間住宅の住環境向上の支援》

- ①地震に備え、耐震改修促進計画に基づき、木造住宅及び建築物の耐震診断・耐震改修を支援します。
- ②生活環境改善サポート事業により、住宅のトイレの改修や段差の解消など、生活環境の改善を支援します。

《5-2-3 花火の里ニュータウンの販売促進と利活用》

花火の里ニュータウンについて、販売促進に関する取り組みの一層の充実を図るとともに、利活用に向けた取り組みを進めます。

5-3 移住・定住

● 現状と課題

わが国では、まち・ひと・しごと創生法の施行により、地方創生の取り組みが始まってから約10年が経ちましたが、依然として人口減少が続いています。国は、このような状況を踏まえ、令和6年度に、「新しい地方経済・生活環境創生本部(新地方創生本部)」を立ち上げ、令和7年度には、「地方創生2.0基本構想」と「地方創生2.0総合戦略」を策定し、人口減少対策を強力に進めています。

人口減少に歯止めをかけ、地方創生を実現していくためには、若者や女性にも選ばれる安心して暮らせる生活環境の創出、安定的な所得を確保するための産業の振興と雇用の場の確保、移住につながる観光の振興や関係人口の拡大、だれもが便利に暮らせるデジタル化の推進など、様々な分野における様々な取り組みを総合的に進めていくことが必要ですが、これらに加え、移住・定住のきっかけとなる情報発信や、経済的支援などの直接的なサポートも重要です。

本町では、これまで、様々な情報媒体を通じた町の情報発信はもとより、移住相談会への参加や空き家バンクの取り組み、住宅の取得や移住に対する経済的支援などを行ってきました。

近年では、町のPR動画及び町の三大地域資源に特化した動画を作成するとともに、町の観光や特産品のPR、移住支援情報などを総合的に発信するポータルサイト^{※43}やパンフレットを作成し、首都圏を中心としたプロモーション活動^{※44}を積極的に進めています。

今後は、これらの取り組みの一層の充実を図り、観光客や関係人口の拡大はもとより、移住・定住希望者の掘り起こしと確実な定着につなげていくことが必要です。

※43：ポータル(Portal)とは「入口」や「玄関」などを指す言葉で、ポータルサイトは、インターネット上の様々な情報やサービスへの入口となるウェブサイトのこと。

※44：認知度の向上やブランドイメージの構築などを目的に、商品やサービス(この場合は町)の魅力を伝え、売り込むこと。



● 主要施策

《5-3-1 移住・定住に関する相談体制の充実》

移住・定住希望者からの相談に効果的に対応できるよう、相談体制の充実を図ります。

《5-3-2 空き家の有効活用》

空き家の有効活用による移住・定住の促進に向け、空き家バンク制度について、登録件数の増加に向けた一層の周知を図るほか、空き家の改修に対する支援を行います。

《5-3-3 移住・定住に関する経済的支援等の推進》

- ①町外から町内へ移住するために住宅を取得した人に住宅取得費用を補助する町独自の来て「あさかわ」住宅取得支援事業の周知と活用促進に努めます。
- ②県と共同し、東京圏からの移住者で一定の要件を満たした人に支援金を給付するふくしま移住支援金給付事業の周知と活用促進に努めるとともに、さらなる県との共同事業の実施について検討・推進します。
- ③移住・定住希望者が本町での暮らしを実際に体験することができるお試し住宅の確保など、新たな取り組みについて検討・推進します。

《5-3-4 戦略的な魅力発信・プロモーション活動の推進》

町の知名度やイメージを向上させ、観光客や関係人口、移住・定住希望者を掘り起こすため、ホームページやSNS、動画、首都圏での移住イベントなど様々な情報媒体・機会を活用し、本町の魅力や移住支援制度等に関する戦略的な魅力発信・プロモーション活動を推進します。

《5-3-5 地域おこし協力隊の活用》

地域おこし協力隊を定期的に採用し、地域活性化に関する施策や移住・定住施策への活用を図るとともに、活動期間終了後の本町への定住・定着を支援します。

《5-3-6 結婚を希望する男女の支援》

結婚を希望する男女を支援するため、石川郡5町村による婚活イベント「石川コン」の開催、県が行う結婚支援施策に関する情報提供を行うとともに、新婚世帯の住居費や引越費用を補助する結婚新生活支援事業補助金制度の周知と活用促進に努めます。

5-4 デジタル化

● 現状と課題

近年、あらゆる分野において、デジタル化による変革、いわゆるDXが急速に進展しており、AIやロボットなどのデジタル技術を活用した業務やサービスの向上が進んでいます。

本町では、これまで、光ファイバ網の整備により、町内全域において超高速インターネットが利用可能な環境を整備してきたほか、行政内部においても、各種システムの整備・更新などを行い、電子自治体の構築を進めてきました。

また、デジタル社会を迎える中、令和6年度に、DXの推進に関する計画を策定し、平成7年度には、基幹業務システムの標準化・共通化を行うなど、行政内部を中心としたデジタル化を進めています。

こうしたデジタル化は、行政における業務の効率化をはじめ、町民生活の向上、産業の振興、そして地域活性化にとって、今や必要不可欠なものとなっていることから、行政と地域社会の両方のデジタル化に向けた取り組みを積極的に進めていく必要があります。





● 主要施策

《5-4-1 行政のデジタル化の推進》

- ① 町民の利便性の向上に向け、支払いのキャッシュレス化やオンライン申請の充実、書かない窓口の整備を進めます。
- ② 行政機能の高度化・効率化に向け、A I やR P A ※45等の導入を進めます。
- ③ サイバー攻撃等による問題の発生を防ぐため、セキュリティ対策の強化を図ります。
- ④ デジタル社会に即した職場環境づくりに向け、職員の意識改革・人材育成や働き方改革の推進、テレワークの推進、オンライン会議の活用等を図ります。

《5-4-2 地域社会のデジタル化の推進》

- ① 地域課題の解決や地域活性化、町民生活の向上に向け、産業分野や教育分野、福祉分野をはじめ、幅広い分野におけるさらなるデジタル化を進めます。
- ② 町民一人ひとりがデジタル化のメリットを享受することができるよう、学習機会の提供など、デジタルデバインド※46対策を推進します。
- ③ 町民や事業者がデータを容易に利活用できるよう、データのオープン化を進めます。
- ④ 便利で公平・公正な社会づくりに向け、マイナンバーカードの普及促進に努めます。

※45：Robotic Process Automationの略。ロボットにより業務を自動化する仕組み。
※46：Digital Divide。デジタル技術を利用できる人と利用できない人との間に生じる格差のこと。

第6章 みんなでつくるあさかわ

6-1 多様性社会

●現状と課題

近年、属性が異なる様々な人たちが共存すること、いわゆる「ダイバーシティ」を尊重する考え方が世界的に広がってきており、性別や年齢、障がいの有無、国籍、経歴、価値観、性的志向・性自認等にかかわらず、自分らしく暮らせる多様性社会の実現が求められています。

本町では、これまで、すべての人の人権が尊重されるよう、学校教育を中心とした人権教育・啓発や人権擁護委員による相談対応を行ってきたほか、男女が対等な立場で社会のあらゆる分野の活動に参画することができるよう、令和2年度に策定した男女共同参画計画に基づき、意識啓発や社会環境の整備を進め、人権意識や男女共同参画意識は着実に根づいてきています。

しかし、全国的に、差別や偏見、虐待などの問題をはじめ、属性の違いに対する固定的な意識や古くからの習慣・行動様式が残っているのも事実であり、近年では、在日外国人や性的マイノリティ※47に対する差別・偏見なども表面化しています。

今後は、これまでの取り組みの成果と課題、世界的・全国的な時代の流れを踏まえ、人権尊重・男女共同参画のまちづくり、そしてこれらを含めた多様性社会の実現に向けた具体的な取り組みを進めていく必要があります。



※47：性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)。LGBT(同性愛のLesbian(レズビアン)とGay(ゲイ)、両性愛のBisexual(バイセクシュアル)、自らの性別に違和感を持つTransgender(トランスジェンダー))などの性的指向や性自認が多数派と異なる人々の総称。



● 主要施策

《6-1-1 人権尊重のまちづくりの推進》

- ①町民一人ひとりの人権意識の高揚に向け、学校教育を中心に、人権教育・啓発を推進します。
- ②町民の人権や生活に関する心配ごとの解消に向け、関係機関や人権擁護委員などと連携し、人権相談(心配ごと相談)を定期的を実施します。

《6-1-2 男女共同参画・女性活躍のまちづくりの推進》

- ①町の実情に即した男女共同参画を総合的・計画的に進めるため、男女共同参画計画の見直しを行います。
- ②男女共同参画意識の高揚に向け、様々な情報媒体や学校教育・生涯学習の場を通じ、ジェンダー^{※48}平等に関する教育・啓発を推進します。
- ③多様な分野における政策・方針決定の場への女性の参画を進めるため、町の審議会や委員会への女性の積極的な登用を図ります。
- ④女性団体連絡協議会等の女性団体の活動支援に努め、女性の能力や知識の向上、リーダーの育成を支援します。
- ⑤ワーク・ライフ・バランス^{※49}の実現を支援するため、町内事業所に対し、働き方改革・職場改革に関する啓発・情報提供を行います。
- ⑥DV^{※50}や性暴力、セクハラ等の男女間の暴力の根絶に向け、関係機関と連携し、啓発・情報提供や相談対応を行います。

《6-1-3 多様性社会の実現に向けた取り組みの推進》

多様性社会の実現に向け、「ダイバーシティ」の考え方の浸透に向けた啓発・教育を効果的に推進しながら、行政が率先して意識や行動、仕組みを変革していくとともに、町全体への波及に向けた啓発・情報提供等を進めます。

※48：社会的性別。社会によって作り上げられた「男性像」・「女性像」等の男女の別。

※49：仕事と生活の調和。

※50：Domestic Violenceの略。配偶者・パートナーからの暴力。

6-2 地域コミュニティ

● 現状と課題

全国的に地域コミュニティ活動への参加者の減少や地域自治組織への加入率の低下が進み、地域コミュニティの弱体化・崩壊が懸念されていますが、少子高齢化の進行等に伴い生活課題が複雑・多様化する中、また、各地で想定外の自然災害が相次いで発生する中、支え合い助け合う地域づくりの重要性が再認識されてきています。

本町では、地域自治組織として26の行政区が組織されており、集会所等の地域コミュニティ施設を拠点として、伝統文化の保存活動や環境美化活動、防災活動をはじめとする様々な活動が展開されています。

また、町では、集会所等の修繕・建て替えを支援しているほか、自主的な地域コミュニティ活動を促進するため、コミュニティ助成事業の活用を努めています。

しかし、本町においても、少子高齢化・人口減少の進行や価値観の多様化等に伴い、地域コミュニティ活動への参加者の減少や行政区への加入率の低下といった問題がみられます。

今後、本町が活力あるまちづくりを進めていくためには、各行政区の活力を向上させることが基本となることから、集会所等の整備支援やコミュニティ助成事業の活用をはじめ、将来にわたって持続可能な地域コミュニティの形成に向けた取り組みを積極的に進めていく必要があります。





● 主要施策

《6-2-1 自治意識の高揚》

町民の自治意識の高揚、行政区への加入促進、活動への参加促進に向け、住民自治や地域における支え合いの重要性に関する広報・啓発活動や情報提供を行います。

《6-2-2 地域コミュニティ施設の整備支援》

地域コミュニティ活動の拠点である集会所等について、地域住民による適正な維持管理を促すとともに、各行政区からの要望を踏まえ、修繕・建て替え等を支援します。

《6-2-3 地域コミュニティ活動の活性化支援》

- ①伝統文化の保存活動をはじめとする自主的な地域コミュニティ活動の活性化に向け、関係機関と連携し、コミュニティ助成事業の活用に努めます。
- ②より活発な地域コミュニティ活動が展開できる環境づくりに向け、支援施策の充実について検討していきます。
- ③地域コミュニティ活性化施策への地域おこし協力隊の活用を図ります。

6-3 町民参画・協働

● 現状と課題

ますます複雑・多様化する行政ニーズに対応し、魅力と活力ある地域をつくり上げ、将来にわたって持続させていくためには、住民の参画と協働が必要不可欠です。そのためには、住民に対して行政情報を積極的に提供するとともに、住民の声を聞く場を充実させ、情報を共有しながら、住民参画・協働体制を強化していくことが重要です。

本町では、町民への情報提供を行うため、「広報あさかわ」やホームページ、SNSをはじめ、「議会だより」や「公民館だより」、「保健センターだより」などを活用し、広報活動を推進するとともに、町政に町民の声を反映させるため、町政座談会の開催や行政区要望調査の実施など、各種の広聴活動を行っています。

また、町の各種計画の策定・推進においても、アンケート調査やパブリックコメント^{※51}の実施、審議会や委員会の開催により、町民参画に努めているほか、情報公開条例に基づき、情報公開を行っています。

今後、少子高齢化や人口減少が一層進む中、町民の参画や町民との協働の重要性がさらに高まることを見込まれることから、これまでの取り組みを充実・発展させながら、多様な分野における参画・協働体制の強化を進めていくことが必要です。



※51：ホームページ等を活用し、広く公（パブリック）に意見や情報、改善案など（コメント）を求める手続き。



● 主要施策

《6-3-1 町民参画・協働に関する意識の醸成》

町民の参画・協働意識の醸成と実践活動の促進に向け、町民参画・協働の重要性や実際の協働事例等に関する広報・啓発活動、情報提供を行います。

《6-3-2 町民との情報の共有化》

- ①「広報あさかわ」について、町民の暮らしに役立つタイムリーでわかりやすい紙面づくりを行うとともに、各種のたよりやお知らせ等を有効に活用し、広報機能の強化を図ります。
- ②町政座談会や行政区要望調査の充実等により、広聴機能の強化を図ります。
- ③ホームページやSNSの迅速な情報更新や掲載内容の充実、有効活用を図り、双方向性の広報・広聴活動を推進します。
- ④町民参画による開かれた町政を推進するため、個人情報の保護に留意しながら、必要な情報を適正に公開します。

《6-3-3 多様な分野における町民参画・協働の促進》

町の各種計画の策定・実施・点検・見直しや各種行事・イベントの企画・開催をはじめ、多様な分野において、町民や町民団体、民間企業等の参画・協働を促進します。

6-4 行財政運営

● 現状と課題

人口減少の進行や地方産業・経済の停滞等により、地方行財政を取り巻く情勢が厳しさを増す中、これからの地方自治体には、自らの進むべき道を自ら考え、自ら実行していく力、いわば「自立力」を強めることが求められます。

本町では、これまで、町政の抱える重要課題に対応しつつ、最小の経費で最大の効果を上げるため、行政組織・機構の改革や財政運営の効率化をはじめとする行財政改革を積極的に推進し、着実に成果を上げてきました。

しかし、今後、社会環境の変化に伴い、行政ニーズはさらに複雑・多様化していくことが見込まれる一方、人口減少の進行に伴う税収確保の困難さをはじめ、社会保障関係経費や公共施設の維持管理経費の増大等により、さらに厳しい財政運営を迫られることが予想されます。

このような中、これまでの行政サービスの質を低下させることなく、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めていくためには、行財政運営のあり方を常に点検・評価し、さらなる改革を進めていくことが必要です。

また、公共施設については、これまで、公共施設等総合管理計画等に基づき、新たな中学校を建設するなど、老朽化等に対応した整備・更新や維持管理を進めてきましたが、役場庁舎をはじめ、早急な整備・更新等が必要な施設が多数存在する状況となっています。

今後、公共施設の整備・更新を進める際は、社会環境の変化に応じ、公共施設全体の総面積を縮減し、将来の維持・更新費用の抑制を図るとともに、施設の集約化・複合化による町民の利便性の向上、利用率の向上、地域の活性化を図る必要があります。

さらに、財源の確保や確保や関係人口の拡大に向け、ふるさと納税の有効活用を図るほか、質の高い町民サービスの提供と圏域全体の活性化に向け、近隣自治体との広域連携を推進していくことが必要です。



● 主要施策

《6-4-1 行財政改革の推進》

- ①持続可能な行政体制の確立に向け、DXの取り組みと連動しながら、行政組織・機構の改革や事務事業の見直し、定員管理の適正化、職員の能力向上など、さらなる行政改革を推進します。
- ②経費全般の徹底的な見直し及び節減・合理化をはじめ、町税等の収納確保対策や使用料・手数料の見直しなど自主財源の確保に向けた取り組みを行うとともに、財政状況の分析・公表を行いながら、「選択と集中」による事業の厳選と財源配分を行い、財政運営の一層の効率化を進めます。

《6-4-2 公共施設の整備・更新》

公共施設等総合管理計画等で整備・更新等の順序や時期等を財源を含め具体的な方針を定め、公共施設の整備・更新、集約化・複合化等を段階的に進めていきます。

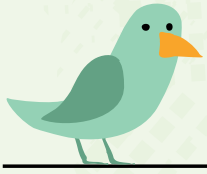
《6-4-3 ふるさと納税の有効活用》

ふるさと納税や企業版ふるさと納税について、まちづくりの財源としての有効活用と関係人口の拡大に向け、PRの強化や返礼品の充実など、寄附件数の増加に向けた取り組みを推進します。

《6-4-4 広域連携の推進》

- ①質の高い町民サービスの提供と効率的な事務処理の推進に向け、石川地方生活環境施設組合等の一部事務組合による共同事業を推進します。
- ②郡山市と周辺市町村が連携して持続可能な圏域づくりを進めるため、こおりやま連携中枢都市圏^{※52}による各種連携事業を推進します。

※52：連携中枢都市圏とは、相当の規模と中核性を備えた中心都市が周辺の市町村と連携し、経済成長のけん引や高次都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上に取り組むことで、人口減少社会においても活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する政策であり、こおりやま連携中枢都市圏は、郡山市を中心市とし、周辺の17市町村からなっている。



資料編



浅川町第6次振興計画策定の経過

開催日等	開催内容等
令和6年7月5日	浅川町第6次振興計画・第3期総合戦略策定支援業務委託(令和6年度業務) 株式会社ぎょうせい
令和6年8月26日	浅川町振興計画策定委員任命書交付
令和6年8月26日	第1回浅川町振興計画策定委員会 第6次振興計画策定のスケジュールについて 町民アンケート調査の実施について 現計画達成状況調査シートの作成について
令和6年9月6日	町民アンケート実施(高校生以上無作為2,000人) 有効回収数743部、37.2%
令和6年9月12日	中学生アンケート実施(161人) 有効回収数146部、90.7%
令和7年5月1日	浅川町第6次振興計画・第3期総合戦略策定支援業務委託(令和7年度業務) 株式会社ぎょうせい
令和7年9月2日	令和7年第5回浅川町議会定例会において、「町民アンケート調査結果報告書」を提示
令和7年12月22日	第2回浅川町振興計画策定委員会 第6次振興計画策定の経過やスケジュールについて 第6次振興計画基本構想及び前期基本計画の素案について 振興計画審議会について
令和7年12月25日	浅川町振興計画審議会委員委嘱状交付 令和7年12月25日から令和9年12月24日まで
令和7年12月25日	浅川町第6次振興計画について(諮問)
令和7年12月25日	第1回浅川町振興計画審議会 第6次振興計画策定及びスケジュールについて 各種調査結果について 第6次振興計画基本構想及び前期基本計画について
令和8年1月13日	第3回浅川町振興計画策定委員会 第6次振興計画の将来像(キャッチフレーズ)の選定について 第6次振興計画基本構想及び前期基本計画の素案について
令和8年1月16日	第2回浅川町振興計画審議会 第6次振興計画の将来像(キャッチフレーズ)の選定について 第6次振興計画基本構想及び前期基本計画について
令和8年1月21日 ～2月4日	浅川町第6次振興計画基本構想及び前期基本計画策定パブリックコメント
令和8年2月9日	第4回浅川町振興計画策定委員会 第6次振興計画について 第3回振興計画審議会について
令和8年2月13日	第3回浅川町振興計画審議会 第6次振興計画基本構想及び基本計画について 第6次振興計画実施計画について
令和8年2月13日	浅川町第6次振興計画について(答申)
令和8年3月3日	令和8年第2回浅川町議会定例会において、「議案第23号 浅川町第6次振興計画基本構想の策定について」議案提出
令和8年3月3日	令和8年第2回浅川町議会定例会において、浅川町第6次振興計画の「総論・基本構想」(案)、「前期基本計画」(案)、「実施計画」(案)を提示
令和8年3月6日	令和8年第2回浅川町議会定例会において、「議案第23号 浅川町第6次振興計画基本構想の策定について」議決

浅川町振興計画審議会条例

昭和53年3月31日

条例第9号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、浅川町振興計画審議会(以下「審議会」という。)をおく。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、浅川町の振興計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員9人以内をもつて組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験を有する者の中から町長が任命する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員は再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1名をおく。

2 会長及び副会長は委員の互選により定める。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は企画商工課で処理する。

(補則)

第8条 この条例の定めるもののほか審議会の運営について必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年条例第2号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(令和4年条例第1号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

浅川町振興計画策定要綱

昭和53年3月31日

要綱第1号

(目的)

第1条 地方自治をとりまく課題は年々輻輳し、社会経済の進展と自然条件の変化に対応した効率的な行財政の運営を図り、もつて住民の福祉向上と浅川町の未来像を樹立するため、基本構想及び基本計画、実施計画を定めるものとする。

(計画の内容)

第2条 この計画の内容は次のとおりとする。

(1) 基本構想

基本構想は令和8年度を初年度とし、令和17年度を目標年度とした本町行政の総合的な施策の大綱を示すこととし、町議会の議決を経て定めるものである。

(2) 基本計画

基本計画は、令和8年度から令和12年度までを前期計画期間、令和13年度から令和17年度までを後期計画期間とし、基本構想において策定された計画目標及び基本施策にのっとり、基本構想について原則的な町の実現手段を示すものである。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に定められた施策について、現実の行財政の中でどのように実現してゆくか年度別に明らかにするものとする。計画期間は3年間とし、毎年度その計画内容についてローリング方式により常に向こう3年間の計画を樹立するものとする。

(計画策定の期間)

第3条 計画は令和7年度に策定する。

(計画策定委員会の設置)

第4条 この計画を策定するにあたり浅川町振興計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の組織及び業務は別表のとおりとする。

(計画策定の方法)

第5条 この計画は、おおむね次の方法により策定する。

(1) 町長は、この要綱の実施に関し浅川町振興計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(2) 町長は、審議会の意見を附して、委員会に浅川町振興計画(以下「素案」という。)の作成を命ずる。

(3) 委員会はアンケート調査の方法により住民の意向調査を行うほか、教育委員会、農業委員会等の意見を徴して素案を策定する。

(4) 町長は素案について調整を行い、その成文を審議会に諮問する。

(5) 町長は審議会の諮問の結果により、再度調整を行い、基本構想について議会に提案する。

(6) 基本構想の議決を経た後、町長は浅川町振興計画を決定する。

浅川町振興計画審議会条例

昭和53年3月31日
条例第9号

(その他)

第6条 その他浅川町振興計画の策定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年要綱第2号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年要綱第6号)

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成5年要綱第1号)

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成7年要綱第3号)

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成12年要綱第6号)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年要綱第5号)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年要綱第10号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成17年要綱第10号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成20年要綱第2号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成26年訓令第6号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成27年訓令第14号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(令和4年告示第14号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年訓令第20号)

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

浅川町振興計画審議会委員名簿

名 称	氏 名	備 考
会 長	岡田 淳一	教育長職務代理者
副会長	深谷 公生	民生委員・児童委員協議会長
委 員	緑川 孝雄	行政区長会長
〃	近藤 強	夢みなみ農業協同組合浅川支店長
〃	小宅 善一	商工会長
〃	白川 清一	農業委員会会長
〃	清家 栄治	経営者協会会長
〃	岡田 辰夫	消防団長
〃	我妻 勝子	婦人会長

敬称略

任期：令和7年12月25日から令和9年12月24日まで

浅川町第6次振興計画策定委員会委員名簿

名称	職名	氏名	業務の内容
会長	副町長	加藤 守	会の業務を主宰すること。
副会長	教育長	真田 秀男	会長を補佐すること。
委員	総務課長	生田目源寿	浅川町行政組織規則に規定する分掌事務に関すること。
〃	会計管理者 兼税務課長	坂本 克幸	〃
〃	企画商工課長	我妻 悌	〃
〃	農政課長	関根恵美子	〃
〃	建設水道課長	生田目 聡	〃
〃	保健福祉課長	佐川 建治	〃
〃	住民課長	高野 喜寛	〃
〃	議会事務局長	田子 広子	議会、監査に関すること。
〃	教育課長	我妻 美幸	浅川町教育委員会事務局組織規則に規定する分掌事務に関すること。

事務局

所属	職名	氏名
企画商工課	企画商工課長	我妻 悌
〃	主 事	菊地 豊

振興計画(第1次～第6次)策定経過

策定区分	策定年月日	議決年月日	最終年次	将来像
第1次策定	昭和54年3月	昭和54年3月	昭和60年度	明るく 豊かな 住みよい浅川
第2次策定	昭和60年3月	昭和60年3月	平成7年度	輝きとゆとりあるグリーンピア浅川
第3次策定	平成8年3月	平成8年3月	平成17年度	笑顔あふれ 風光る さわやか浅川
第4次策定	平成18年3月	平成18年3月	平成27年度	住んでよかった 私の町 浅川
第5次策定	平成28年3月	平成28年3月	令和7年度	笑顔あふれる 住みよいまち 浅川
第6次策定	令和8年3月	令和8年3月	令和17年度	みんなでつくる、安心と希望の浅川町

浅川町第6次振興計画諮問・答申

【町長から振興計画審議会への諮問書】

7浅企商第108号
令和7年12月25日

浅川町振興計画審議会长 様

浅川町長 江田 文男

浅川町第6次振興計画について(諮問)

浅川町振興計画審議会条例(昭和53年3月31日条例第9号)第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

【振興計画審議会から町長への答申書】

7浅振第4号
令和8年2月13日

浅川町長 江田 文男 様

浅川町振興計画審議会
会長 岡田 淳一

浅川町第6次振興計画について(答申)

令和7年12月25日付け7浅企商第108号で諮問ありましたこのことについて、当審議会において審議した結果適当であると認めます。

なお、振興計画の各施策の実施にあたっては、下記の事項に留意され本計画の実現が図られるよう要望します。

記

- 1 本計画は町が策定・推進する各種計画のうち、最も上位に位置する「最上位計画」であり、町が行うあらゆる活動の基本となるものであることから、将来像「みんなでつくる、安心と希望の浅川町」の実現に向け、国・県等関係機関と連携を図るとともに、これからのまちづくりの方向性や必要な取り組みを行政と町民が共有し、理解を求め協力を得ながら計画を推進されたい。
- 2 本計画の位置づけと役割を踏まえ、加速化する人口減少の歯止めに向けた取り組みなど社会情勢の変動に柔軟に対応し計画を推進されたい。

浅川町第6次振興計画
あさかわ幸せ共創プラン2035
みんなでつくる、安心と希望の浅川町

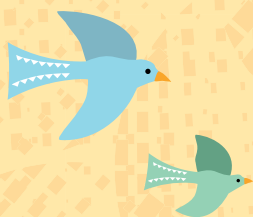
令和8年3月 / 浅川町

〒963-6292 福島県石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地112-15

TEL. 0247-36-4121 FAX. 0247-36-2895

<http://www.town.asakawa.fukushima.jp/>

印刷：株式会社ぎょうせい 東北支社



浅川町第6次振興計画

令和8年3月

浅川町役場 企画商工課

